

平成21年第2回砂川市議会定例会

平成21年6月9日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

- 日程第 2 一般質問

武 田 圭 介 君
一ノ瀬 弘 昭 君
中 江 清 美 君
吉 浦 やす子 君
沢 田 広 志 君

○出席議員（14名）

議 長 北 谷 文 夫 君
議 員 矢 野 裕 司 君
増 田 吉 章 君
中 江 清 美 君
一ノ瀬 弘 昭 君
土 田 政 己 君
小 黒 弘 君

副議長 東 英 男 君
議 員 武 田 圭 介 君
飯 澤 明 彦 君
吉 浦 やす子 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君
沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院院長	小熊豊
総務部長兼会計管理者	善岡雅文
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	善岡雅文
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第2号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算の3件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 矢野裕司君（登壇） このたび予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

6月8日に委員会を開催し、委員長に私矢野、副委員長に武田圭介委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第2号及び第3号並びに第1号の平成21年度一般会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号、第3号及び第1号を一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は8名であります。

順次発言を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、既に通告してありますように、大きく3点について順次伺ってまいります。

大きな1点目は、公共政策、法科、会計、観光といった専門職大学院からの実務研修受け入れについてであります。近年になっていろいろな分野で活躍する人材を大学と企業などが共同で育成しようとする動きが活発に見られます。その一つとして、さまざまな専門職大学院があり、多くの在職中の社会人学生、あるいは学生の方が専門職大学院で得られる専門性を身につけ、即戦力となる人材となるべく日々活躍されています。専門職大学院は、実学重視であり、従来の学者養成型大学院とは趣を変えて、大学院にこもるわけではなく、大学院外に出て学ぶ機会をふやそうとしています。そのような大学側の取り組みを受けて、多くの中央官庁、自治体、企業なども協力し、そのような人材を組織内に入れることで既存組織内に刺激を与えたり、入ってくる学生に対しても受け入れ先の仕事や魅力等を伝えることができ、そこから将来的に、将来的な展望として優秀な人材の確保対策となる可能性も秘めています。小規模自治体の中にもこのような実務研修を受け入れるところが少しずつではありますが、ふえてきている中でこういった実務研修の受け入れについて砂川市としての考えを伺います。

次に、大きな2点目は、市民及び地域住民に開かれた市立病院づくりについてであります。医療制度の大きな変革という荒波の中、昨今の公立病院を取り巻く環境は厳しく、地域医療そのものへの影響や病院経営などの大きな問題が山積しています。そのような中、今ある市立病院の取り組みに加えて、今後新市立病院が開院されることを見越して、より一層市民等に開かれた市立病院づくりを行うことが大切であると考えます。

そこで、以下2点について伺います。（1）として、市立図書館とタイアップして病院にある図書室を患者さんや患者家族への情報提供拠点とすべく、患者さん等を意識した拠点として整備していくことについてどのように考えるか。

（2）として、市民等と医師、看護師等のあらゆる市立病院職員と患者さんだけではなく市民等がもっと自由気ままにフラットな目線で交流できる機会として市立病院祭や、例えば自分たちの病院は自分たちで守ろうという意識をつくり上げていくために、病院サポーター制度みたいなものを取り入れることができないか、この2点について伺います。

最後に、大きな3点目は、基礎学力向上への取り組みについてであります。全国学力・

学習状況調査によれば、残念ながら北海道は全国平均よりも低いとされています。もとより学力だけがすべてではなく、人としての指標をあらわすわけではありません。しかし、社会集団生活を営んでいく上で、昔でいえば読み書きそろばんと言われたように、生活力として必要な最低限の学力をしっかりと提供することは義務教育の根幹にかかわるものだと考えます。そこで、上記の調査を踏まえ、教育委員会として今後小中学校とどのような形で連携を模索し、対応を図っていくのか、その考えについて伺います。

以上のことをお伺いして、初回の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから大きな1の公共政策、法科、会計、観光といった専門職大学院からの実務研修受け入れについてお答えを申し上げます。

砂川市における実務研修の受け入れ状況につきましては、市内の高等学校からの要請により、平成15年度からインターンシップの受け入れを行っており、平成15年度からの6年間で21名の生徒の受け入れを行っているところでございます。参加した生徒は、仕事の厳しさ、社会のルール、あいさつを初めとしたコミュニケーションの難しさ、親のありがたさを痛感し、自分の将来について改めて考えるよい機会となっているところであります。また、専門職における実務研修の受け入れにつきましては、ふれあいセンターにおいて北海道立衛生学院の要請により保健師を目指す学生の受け入れを行っており、今年度についても3名の受け入れを予定しているところでございます。

議員ご質問の専門職大学院は、専門分野に関し高度な指導能力のある専任教師のもと、学術の理論及び応用を研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことを目的とした大学院であり、法科大学院、会計大学院、公衆衛生大学院、社会福祉大学院などの種類がありますが、この専門職大学院からの実務研修の受け入れにつきましても学生が学業の一環として自己の専門分野に関連した就業体験を行うことにより、職業意識を高めるとともに、次世代を担う人材の育成に効果があり、砂川市にとっても職場に学生を受け入れることによってよい意味での緊張感が生じ、職場の活性化につながるるとともに、職員が研修する立場としてのよい訓練の機会となり、資質の向上につながることも考えられ、場合によっては学生の声やアイデアを聞くことにより、業務の整理や再構築のきっかけになったりすることも考えられることから、専門職大学院から受け入れの要請があった場合には受け入れ体制の整備などの課題を考慮し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな2、市民及び地域住民に開かれた市立病院づくりの（1）及び（2）についてご答弁申し上げます。

まず、（1）の市立図書館とタイアップして病院にある図書室を患者さんや患者家族への情報拠点とすべく、患者さんを意識した拠点として整備していくことについてどのよう

に考えるのかについてご答弁申し上げます。現在当院の別館1階には院内職員専用の図書室がありますが、専門的図書のみを管理している関係から、患者さんへの活用は行っておりませんので、まずはご理解をお願いいたします。

図書室以外の院内においては、各外来にあります患者さんの待合スペースや各病棟に設置しております食事談話室などにおいて、当院職員の協力を得た中で職員が利用した図書や病気に係るパンフレット、さらには市立図書館とのタイアップにより除籍図書などを譲り受け、利用させていただいております。患者さんからの評判もよいことから、今後におきましても継続してまいりたいと考えているところであります。

また、新病院におきましては、1階南側のラウンジ横に隣接して外来受診や入院されている方々が気楽に利用できる図書室を設置する計画であり、患者さんや患者家族への保養となるような図書の整備等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、(2)についてご答弁申し上げます。ご質問の市民等がもっとフラットな目線で交流できる機会として市立病院祭についてであります。市民などと交流できる市立病院祭は行っておりませんが、昨年当院では入院されている方を中心に心に潤いと安らぎのひとつときを楽しんでいただくため、ロビーコンサートを年2回実施したところであります。さらに、季節感を味わっていただき、職員との交流を深めていただくために、8月には七夕祭りを開催したところであり、それぞれ100名前後の入院されている方やご家族、さらに病院を訪れた方々にも参加を得たところであります。これら交流行事後のアンケート調査では、七夕祭りのみならず、いずれのイベントにおきましても好評であり、今後もイベント開催については多くの方々が望んでいるとの結果も出ておりますので、現段階では患者さんにひとつときの安らぎを得ていただけるようなイベント行事の開催について検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、病院サポーター制度の取り入れについてのご質問であります。全国の事例を見ますと、病院サポーターにはボランティア的要素のサポーターと応援团的要素のサポーターがあるところであります。ボランティア的要素のサポーターといたしましては、当院では病院ボランティア事業として平成16年より市民の協力を得て実施しているところであります。応援团的要素のサポーターとは、経営危機や病院の診療科、医師不足などの課題を抱えた公立病院に多く見られ、市民の立場で支援しようと市民有志などが設立し、運営を行っているもので、事業内容としては勉強会や広報紙を発行するなどさまざまですが、中にはコンビニ受診自粛などの呼びかけを行っているサポーターもあるようです。このように全国で幾つかの応援团的要素の病院サポーターが設立され、活動が行われておりますが、地域の人たちが自分たちの病院は自分たちで守ろうという趣旨の住民主体による取り組みであり、病院が直接的に関与すべきものでないと考えられますので、現段階においてはボランティア事業の充実を図ってまいりたいと考えますので、ご理解を賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、私のほうから大きな3番目の基礎学力向上への取り組みについてご答弁を申し上げます。

全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等及び教育水準向上のために各学校や市町村教育委員会等が児童生徒の学力、学習状況を把握し、全国的な状況との関係において教育指導や学習の改善に役立てることを目的としているものであります。当市教育委員会におきましても本調査の目的を踏まえ、過去2回の調査結果について詳細な分析を行い、市内の児童生徒の実態を把握するとともに、具体的な改善の方策等を示しながら市内各校に対して指導助言を行ってきたところであります。また、各学校においては、それぞれ独自の分析も加え、具体的な行動計画となる学校改善プラン等の作成や改定を行い、学力向上を目的とした授業の改善や学校改善等についての検証、改善サイクルの確立を図っております。具体的な取り組み例としては、全校あるいは一部の学年で朝読書に取り組んでいるケースや全校的な漢字テストの取り組み、あるいは漢字や計算の習得状況について全校統一した数値目標を掲げ、学期ごとに検証する取り組みなど、学校それぞれの課題や実績に応じてさまざまな具体的実践が行われているところでございます。

また、児童生徒の確かな学力の育成については、平成21年度教育行政執行方針の中で重点項目として適正な教育課程の編成、実施や授業改善を掲げ、それぞれ取り組んでいるところでございます。ご承知のとおり、昨年3月、国により新しい学習指導要領が告示され、本年度から移行措置による一部先行実施がスタートしております。学校において生きる力や確かな学力の育成を基本理念に掲げる学習指導要領に基づいた教育課程を適正に実施することが児童生徒の学力向上に直接結びつくものであるという観点から、教育委員会といたしましては昨年度より学習指導要領研究委員会を立ち上げ、各校における教育課程の適正な編成及び実施を働きかけてきたところであります。また、子供の学力向上は教師の日々の授業によってはぐくむものであるという観点から、授業改善とそのため教師の指導力向上についても支援を行っているところでございます。今回の学習指導要領の改訂で求められる授業改善の内容としては、基礎的、基本的な知識、技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の能力の育成、言語活動の充実、理数教育の充実、道徳教育の充実などなど、いずれも教師の指導力のレベルアップが必要なものが多々あることから、各学校の校内研修などが充実するよう、各学校のニーズに応じて指導助言を行ってまいりたいと考えてございます。また、研修の充実のために、空知教育局や空知教育センターなどの外部機関とも積極的に連携を図ってまいりたいと考えているところであります。そのほか、学力向上にかかわる環境面の整備につきましては、昨年、一昨年と砂川市立病院を定年退職した医師から学校図書の実充を目的として高額寄附をいただいたこともあり、保護者による図書ボランティアなどの協力も得ながら、市内全校において図書設備の実充に向けた

作業を進めてきたところであります。このことにより、調べ活動など授業での活用を幅広く広げると同時に、児童生徒の読書習慣の形成につながるような取り組みを各学校と連携しながら進めているところでございます。

また、児童生徒の学力向上に欠かせないのが家庭での生活習慣であります。このことにつきましては、全国学力・学習状況調査に加えまして、給食センターが行った児童生徒の食生活に関するアンケートからもその現状や課題が把握されております。いわゆる早寝早起き朝ごはんと言われているように、1日の規則正しい生活習慣の定着が子供の成長はもちろん、学力向上につながる重要な要素であるという考えから、今後においても各学校と連携しながら家庭への啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質問のほうに入りますけれども、まず質問の順番を追って大きな1点目から入ってまいります。

先ほど高校生のインターンシップのお話もありまして、平成6年から21名を受け入れたというお話だったのですけれども、まず基本的に専門職大学院の実務研修というのは従来型のインターンシップとはちょっと違うというようなことを説明したいなというふうに思うのです。というのは、やはり専門職大学院ですから、そこに来られる学生さんというのは通常の大学課程から進学してくる方もいらっしゃいますけれども、例えば北海道大学の公共政策大学院のようなところは約半数が社会人の方なのです。その中には我々と同じような地方議員の方もいらっしゃいますし、皆さん方と同じような地方自治体の職員さんもいらっしゃる。一から社会的な礼儀とか職業訓練を受けるというよりは、やはり目的意識を持って当該自治体で研究したいこと、あるいは自分がまだ足りないところをよその自治体はどんなことやっているのだろうというような形で、これは自治体と大学との受け入れの協定等によるのですけれども、2週間であれば2週間、3週間であれば3週間といった、より専門的なことをやっていただくような研修なのです。

大学院のほうでは、私にはちょっと違いわかりませんが、エクスターンシップというような言い方をするようになりますけれども、そういったような学生を道内の自治体でも受け入れているところはありまして、当然我々の砂川市よりも小さな町村の自治体でも受け入れているところはあります。調べてみたのですけれども、北海道内で公共政策というところに限定すれば、例えば北海道庁ですとか札幌市、あと恵庭市、それからニセコ町、興部町、白老町、それから南幌町といったところが受け入れているわけなのです。この受け入れというのもおもしろくて、学生さんの希望もいろいろとあるのですけれども、自分が何をそこで得たいか、そういったようなことのテーマを選んで受け入れ先といろいろ話し合うわけです。ですから、画一的に、例えば公共政策であれば、地域政策の中でも自分は財政について勉強したいのだとか、地域医療について勉強したいのだとか、それから

移住定住の問題について勉強したいのだとか、観光とかイベントの取り組みについて勉強したいのだとか、いろんなニーズがあって、それで受け入れ先とマッチすれば、そこでその研究をします。研究といっても、もう先ほど申しましたように社会人を経験されている方がほとんどですので、手とり足とりというよりは何か課題を与えて、それでこれについて調べてほしいとか、あるいは本当その部署に行って実際の職員と同じような形でやると。当然受け入れるときには別に報酬とかが発生するわけではありません、向こうは教育の一環で来るわけですから。また、保険等については大学のほうで準備されているのが普通の例であります。守秘義務についても当然誓約書を書かせるなり等のそういったことが担保されていますので、私は専門職大学院ということで今公共政策が一番受け入れやすいのかなと思って公共政策を例に挙げているのですけれども、道内調べますと、例えば公共政策は北海道大学、それから法科大学院、これは北海道大学と北海学園大学、あとおもしろいので観光の特化した観光の専門職大学院というのも北海道大学に昨年度できました。こういったものがあれば、こういったよそからの人材を自治体の中に入れていろいろと外部の目を見ていただく、場合によっては、南幌町の例でありますけれども、南幌町なんかを学生がどうして南幌は人口がこんなに増加したのだろうという目的意識があって南幌にやってきたわけです。将来的には南幌にどういった政策が合うのかどうかということ自分で調べて、最後の課程の中で町長さんの前でプレゼンテーションをしたそうです。ですので、そういったメニューというのも画一的なメニューではなく、あくまでも自治体と大学と、それから行きたいと希望されている学生さんとの3者が話し合っただけでどういったことを学んでいくのか、それでどういったことをさせるのかといったような話がされていくので、これは必ずしも大学と自治体にとってのメリットだけではなくて、私は前も言ったかもしれないけれども、菊谷市長がいろんな人脈を築いているいろんなところに出張されてもいろんな方とお会いできる、こういった人脈というのは必ずしも正規のルートだけでできるものではないと思っています。

ですので、こういった専門職大学院に来られている方というのは、将来的には中央省庁に入りたいたいですとか、北海道庁でもそれなりの上級職ですか、そういったものを目指したいとかいう方がやはり多いのです。そういった方々が実際のうちみたいな過疎地域の自治体、小規模自治体の現実を知った上でそういったところに将来的には戻っていただきたいし、入っていただきたいと。そうなれば、ここで学んだときに、それこそ何かの折に、そういった方々がもしそういったところに入所された場合には、いろんなざっくばらんに本当いろんな情報のやりとりができたりとかするというメリットも大きいものがあると思うのです。先ほど答弁の中では、そういった要望が向こうからあれば受け入れ体制を検討したいというお話だったのですけれども、別にこっちが受け入れたいと熱望しても相手が砂川市には行きたくないよというようなことだってあり得るわけですから、私は受け身よりは、もう受け入れ体制というのは検討しておいて、それでなおかつ希望がなければ、それ

はしようがないねというほうがいいのではないかなというふうに思うのです。

それから、今は公共政策の話でしたけれども、これから自治体法務ということで法科社会になっています。これは、別にうちは法制専門の部署というものはありませんけれども、仮に法科大学院からそういった学生を受け入れて各原課に配置してもいいと思っています。各原課で実際の条例の立案とかの作業に従事させる、そういったような取り組みをさせることによって実際の条例をつくることの難しさとか、主にそういった大学院は法解釈しか教えないのですけれども、法制執務の大切さということと一緒に学んでいって、外部からの指摘があると、また庁舎内でもいろいろと考えるところが生まれてくるのではないのかなというふうに思いますから、2回目の質問としては、先ほどは受け入れの要望があれば待っているという待ちの姿勢だったのですけれども、ぜひともこれを今の話を踏まえてもうちょっと受け入れの体制についての積極的な取り組みというのはいけないのかなというようにことを再質問として伺いいたします。

それから、2番目の病院のほうでありますけれども、まず(1)のほうは、これは今ある病院の図書室が医療職に限定されているもので、そこに置いてある本も確かに難しい専門書ですから、一般の方というか、入院されている患者さんですとか、患者さんの家族が入っても医療職に従事していなければ多分わからないと思います。現在の病院の施設規模では、なかなか狭隘化していて難しいのかなと思うのですけれども、これから新病院が開院したときに、私が想定しているのは、例えば患者さんの闘病記ですとか、自分の病気について易しく、易しくというか、専門書よりは易しく解説してあるような本をそろえて、もうちょっと病気に対する理解を深められる場があってもいいのかなと。そういったものをするときには新設の部署をつくるのではなくて、例えば専門書、医学の本当の専門書ではありませんから、そういったものの選書については市立図書館の司書さんをお願いするですとか、あとは今の患者さんの相談は大体が医療連携の相談室のほうに行かれていると思うのですけれども、そういったものの発展、拡大であってもいいと思うのです。まずは、そういう小さな取っかかりからやがては大きなうねりにしていきたいと思うのですけれども、一般に開放できれば一番ベストですが、それはなかなか防犯上の問題等もあって難しいでしょう。ですので、まずはやっぱり患者さんに自分の病気のことをしっかりとわかってもらう、または患者さんの家族にその病気のことを理解してもらうといったような情報拠点というのは整備している病院が全国的にもふえてきているので、これは今後新病院に当たってスペース的にも余裕ができたりするわけですから、その辺についての考え、連携と言いましたけれども、市立図書館の司書さんが常駐することは難しいのかなと。新たに人を雇うこともできませんから、それは難しいのですけれども、そういった選書とか、裏方というような形ですけれども、そういったような連携というのはいけないものなのかなということを再質問として伺いいたします。

その裏方としての連携であれば、今の段階からも地ならしではないですけれども、少し

ずつできるのではないのかなということも含めての質問であります。

それから、(2)は、これ大きくというか、2つあるのですけれども、まず市立病院祭のほうです。この市立病院祭というのは、実はインターネットで開けば、今公立、民間問わずあらゆる病院がこういったものを行っています。これは、地域住民に単に開かれているという意味ではなくて、今回のこの質問の真意は病院経営の話なのです。こういったイベントをやっているところによって病院の魅力を高める、外部の目線からいろんな意見を伝えてもらう、それでお医者さんたち医療職の大変さ、それから地域住民の病院に対する理解、信頼感を深めていくと、そういった取り組みなのです。

具体的な事例いっぱい調べてきたのですけれども、時間の関係があるので、理想としての代表的な事例だけ挙げますけれども、例えば病院祭でいえば、長野県の佐久総合病院というところがあります。これは、市長、副市長、ぜひ聞いてほしいのですけれども、この病院のすごいところは、メディコポリス構想という構想を持ってまして、まさにうちのまちとそっくりなのです。保健、医療、福祉を軸にしたまちづくりをしていこうと。それから地域振興、それが地域振興のメディコポリスという考え方なのですけれども、これを病院、地域づくりの基本理念に据えているのです。これは、病院ですから、お年寄りや若い人だけでなく、いろんな方がここに来て、この構想に基づいて医療福祉システムの整備、教育施設の充実、住民の生計を確保できる産業の振興、それから農業や林業、観光などのほかの産業と連携しながら展開していく新しい公共事業なのだそうです。こういったことの中の一環として、今言いましたように、病院祭というものもやっているわけなのです。その佐久総合病院の病院祭というのは、昭和22年からやっています、今はもうまちの大きなイベントになっている。大体年間約1万人が来るそうです。私は、写真でしか見ていませんけれども、うちよりも大きい規模の病院で、当然3次医療も担っていますけれども、救急車がどこから入るかわからないぐらい市道いっぱい縁日というか、店がずらっと並んでいるのです。ちょうど本当うちの神社のお祭りと同じような形で、本当の病院祭です。病院の中でもいろんなコンサートや催し物、それから各講座、講演会、それから本当にふだん触れ合うことのできないお医者さんと子供たちがお医者さんの実際の声を聞いたりですとか、もうまちぐるみというか、そこは主体がJAさんなのですけれども、まちもそれにももちろん協力していますので、本当まちぐるみです。そういった構想を持ってその病院祭というものをつくっているのです。この病院祭は、先ほど言いましたように、一つの理想、メディコポリスという構想のもとに地域づくりということと、もう一つは病院に関心を持ってもらうこと、それからやはり経営的に患者確保ですとか、いろんな形での住民理解、その市内に住んでいる住民だけではありません。当然大きな病院ですから、地域住民ということが対象なのですけれども、最近では地域を超えていろんな東京とかからもいろんな方が来ると。それはそれでまた別の経済効果を生むのだというようなことがあるのです。だから、この病院祭というものが取っかかりとなって実はまちに大きなすご

い波及効果を及ぼしている。うちぐらいの病院の規模であれば、私はうまくすれば初回からかなり大きな成果が得られるのではないかなというふうに思いますし、うちの市の職員さんは非常に優秀な方が多いので、いろんなイベントとかの形では成功しているのです。まさにこれは垣根を超えた市が一つになった連携だと思うのです。イベントはイベントの部署に任せるのではなくて、市立病院とかのほうは余りそういうイベントとかとは縁のないほうですから、そういったところにやっぱり助言とか参画していく。これ経済部の話聞いてしまえば、私の所管の話になって聞けませんけれども、そういったような連携をして一体感を持って、やっぱり砂川にとって病院が必要なのだと。

その病院祭ということともう一つが病院を支える上でのサポーター制度です。これも答弁の中でありましたように、ボランティア型と病院応援型といろいろあります。定義は、はっきりした定義はありません。ありませんけれども、私が想定しているのは、まずボランティアから、今もやっていますけれども、入って行って将来的には住民たちが、または地域の住民の方が自発的に砂川に病院があるのは当たり前だよという発想から、いや、砂川にはやっぱり病院はなくてはいけないよね、これからも守っていかなければならないよねというような方向に何とか意識を変えていただけるような、そういったような取り組みというものを最初はだれかがしかけないとそういうのはなかなかできないのかなというふうに思います。先ほどの答弁の中では、出てきたところは、大体出てきた例の中では地域的にやっぱりお医者さんが来ない地域が多いのです。そういった地域ですと、本当危機感を持って病院を何とか守らなければいけない、私たち、僕たちの力で守らなければならないという声が上がりますけれども、砂川はほかの自治体からうらやましがられるほど病院の機能は充実していますから、今はいいのですけれども、将来的にはわかりません。これは、本当国が制度をころっと変えた途端に病院の経営だだころっと変わるわけですから、臨床研修医の問題とかでもころっと変えた途端に病院がどうなるかはわかりません。わかりませんので、まずは地域住民ともうちょっと垣根というか、病院は治療して、はい、終わりではなくて、砂川にとって病院というものは本当かけがえのないものなのだよ、だからこそ住民の皆さんで支え合っていきましょうねというようなことを投げかけていく、そういったための取り組みというのが本当に必要なことだと思うのです。

これも1つだけ具体例を挙げますと、岩手県の釜石病院という病院がありまして、まさに応援型サポーターなのですけれども、ここでは市民の有志が常に勉強会を開いてお医者さんをお呼びして呼んでくるのです。もちろんお医者さん等の間にはいろんな形での交流があります。病院祭とまではいなくてもいろんな形での、先ほど答弁ありましたように、コンサートみたいなのはよくやっているようなので、そういったような交流を深める中でお医者さんの勤務実態をみんなで勉強したいと、それからどうしたら病院がもっとよくなるだろうねというような勉強会をいろんな人を交えて勉強しているというのです。こういったようなきっかけをつくるのも、やはり最初の病院祭の話に戻ってしまいますけれども、そういう

ところから、本当小さなきっかけからそういうものができるのではないのかなと。そういったものができれば、一度でき上がったものってなかなかやっぱり強いのです。ですので、そういった取り組みをなかなか行政のほうからしかけるといのは本来的なものではないのかもしれないけれども、最初の背中だけはぽんと押してやるようなことはあってもいいのかなというふうに思うので、その辺の今の私のこのつたない質問の中でのことを聞いて病院としてどのように考えるかということをお伺いしたいわけです。

それから、大きな3点目の教育委員会のほうでありますけれども、確かに学校においては朝の読書ですとかやっているところがあるのです。だけれども、それも必ずしも全部の学校がやっているわけではなくて、それをやることによって、因果関係ははっきりしません、学力が必ずしも向上するかどうかということは。それから、もう一つは、教育というものは投資をしてもその効果が見えるまでかなりの時間がかかります。ですので、わかりはしないのですけれども、ただ目に見えてわかるのは、最近の例えば携帯電話等の普及によってやはり子供たちの識字率が低下している。それから、簡単な計算です。例えばおつりをもったときの計算とか時間の計算、こういったものがなかなかできなくなっているのです。私は、やっぱり社会に出ていく上で進学だけがすべてだとはもちろん思いません。思っていませんけれども、日常生活を支える上で読み書きそろばん、さっき言いましたけれども、そういったことができなくなるというのは、これは社会に出ていく子供たちにとって不利益な条件を課してしまうのではないのかなと。それには、しっかりとやはり義務教育である以上は担保してあげる取り組みが必要だと思うのですけれども、先ほど教育委員会としての助言、指導、それから外部の機関等とも連携しながら各学校と相談してまいりたいというお話だったので、もうちょっと教育委員会としてリーダーシップを発揮してもいいのではないのかなと思うのです。

というのは、これも例を1つだけ挙げますけれども、例えばおもしろいのは静岡県の伊東市です。伊東市は、朝読書以外に習字をさせるのです、朝。それで、習字で字を書くことによって、最初は子供たちなれていませんから、下手な字も書きますし、好き勝手に遊び心で書いていますけれども、だんだんやっているうちに先生とかに褒められると、やっぱり興味、関心を強く持つのです。これをやることによってどういう効果が出たかという、集中力や向上心の高まり、それから硬筆での技能の向上、それから墨で字を書くことへの深い関心などが生まれて、それがまた別の教科にも波及しているというのです。ですので、こういったような取り組みというのは、各学校がありますから、教育委員会がやれといっても学校のほうでいろいろとあればやらないということもなるのでしょうけれども、いろんなやっぱり教育委員会がほかの教育委員会とも横のつながりを持って情報を入れられるわけですから、どんどん積極的に新しい取り組み、悪い取り組みでなかったら、どんどんチャレンジしてみてもいいと思うのです。もうちょっと現場の先生方も、さっきも病院でも言いましたけれども、現場の先生の背中をぽんと押してあげるような取り組みとい

うのがあっていいのかなというふうに思うので、こういった新しい取り組みについて情報提供だけではなくて、実際にどこかモデル校をつくってやってみるとか、そういうのがあっていいと思いますから、その辺の考えについて再質問としてお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 私のほうから、大学院の研修生の受け入れについてももう少し積極的になれないのかということについてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

大学院生が来られますので、来られる方々につきましてはそれなりにしっかりとした目的意識を持って来られます。これらの大学院生が来られるということは、職員の資質向上にもつながりますし、またよい研修の機会であるというふうには理解をしております。ただ、受け入れる砂川市の体制の問題、または送り出す大学院なり学生等の問題もございます。これらのある程度クリアしていかないと、なかなかすぐ即答はできないという問題がございます。受け入れる砂川市の問題としましては、ご承知のとおり、職員1人当たり住民に対応しているのが112名ということで、非常に少ない職員数で業務をこなしているという実態がございまして、ある程度課題を持って来られる学生に対してきちんと対応できるのだろうかという問題、または送り出す大学なり学生のほうの問題としては、社会人は別としましても、それなりに職業意識の形成がきちんとされているのだろうか、または体験部署、これらの選定についてもきちんと確立されていないのではないかという先進市の報告もされているという問題がございますので、これらのある程度整理しながら、決して後ろ向きではなく検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 それでは、まず1点目、院内図書の関係についてご答弁申し上げたいと思います。

院内の図書につきましては、病院機能評価の一端として設置が求められている状況にあります。先ほど1回目でご答弁申し上げましたように、院内については現在職員専用の専門書を扱った図書しか設置しておりません。ただ、将来的にはやはり患者さんの安心、安全、そういうことも含めまして、院内、1階でございますけれども、そこに患者用専用の図書室を設置しようという考えでもございます。その中では、特に専門書というよりは一般医学雑誌など、それから一般の雑誌などを含めて配置しようという計画でございます。ただ、ここでいう管理運営の問題もございます。当初私たちが考えているのは、いわゆる常時皆さんが利用できるような立場でボランティアの活動、ボランティア活動による院内図書の管理をしていこうという考えもございますけれども、それも含めて将来どのような形を、ここ数年で検討はしていきたいと思っておりますけれども、ボランティアの活用をまずとりあえず図っていききたい。さらには、市図書館、ここからもいわゆる除籍図書などもいただいている関係もございまして、市図書館とも連携を深めるようなことも一応検討はして

いきたいというふうには考えております。

それから、2点目の病院祭の関係でございます。先ほどのご紹介、2つの病院についてご紹介いただきましたけれども、非常に長野県の病院につきましては非常に有名な病院でございます。学会等についてもこの病院のあり方、医療に対する考え方については一応公表されておまして、なるほどなというような思いも非常にあります。ただ、病院祭につきましては、当院については現在中央ホールでのミニ的な要素のイベントを年数回取り入れながら、患者さんへの安らぎのひとつを味わっていただいているのが実態でございます。ただ、大きな病院行事に関しましては、過去におきまして例えば体育館利用したり、例えば看護専門学校を利用したり、一般の方々も参加できるようなイベントも過去には実施してきております。ただ、この中ではなかなか一部の人間が対応するというところで効果が非常に上がってはおりませんけれども、将来的にはこういうことも含めて、ただ行事が敷地内で行えるかどうかという問題もございますけれども、将来的には新病院では多目的ホールという大きな場所もできますから、この中で行事、それから一般的な医療の研究会、勉強会なども開催しながら市民と触れ合う多くの機会をつくっていきたいというふうには一応現段階では考えております。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 基礎的学力の向上に係る取り組みということでございますけれども、これにつきましては議員さんのほうから静岡伊東市のそういった取り組み等の事例もお聞きをしております。学力向上を図るためには、やはり児童生徒が授業の中でそれぞれ興味、関心を持っていただくというような授業展開というものが非常に望ましいと、そのように考えてございます。市教育委員会といたしましては、1回目のご答弁でも申し上げてございますけれども、教育執行方針の中でやはり基礎的学力の向上を目指すに当たっては子供が主体的にみずからの学びを展開し、基礎的、基本的な内容を確実に身につける授業でありますとか、身につけた知識、技能を生かして課題解決、あるいは探求的な学習を効果的に展開する授業、さらにはその活動を通して学ぶことの楽しさ、基礎、基本の大切さを実感する授業などバランスよく展開をしていただいて、子供たちの確かな学力の向上に努めていくというような方向で各学校に示しておりますし、教育委員会といたしましてもこういった取り組みがなされるよう、それぞれ学校訪問の際には教育長がそれぞれ各学校に出向きまして、実践されている内容、そういった教育課程の中身などについてもお聞かせ願いながら、それぞれ指導助言を行っているところでございます。これらと同じような取り組みといたしまして、教育委員さんにつきましてもそれぞれ各学校に出向いて今回の、過去2回学力テスト行われているわけでございますけれども、それらの結果に基づく改善された授業の内容等につきましてもそれぞれ各学校に出向いて指導助言を行っているところでございます。また、各学校においては、先ほど紹介をいたしましたけれども、基礎的、基本的なそういう学習の状況にかかわっては、やはりそれぞれ各学校にテスト結

果のばらつきがございます。学校によっては、全国、全道を上回るような、そういう結果も出ている学校もございますけれども、それぞればらつきがあるということで、それぞれ学校におけるテスト結果の状況というものを的確に把握、分析をしながら、それぞれの日常の教育活動の中で改善を図って授業展開をしていただいているということでございますし、また子供たちが関心を持って授業ができるように、それぞれ委員会といたしましても教員の研修活動などについても助成措置を行っております。昨年度につきましては、豊沼小学校において国語にかかわる授業研究が行われております。そういった研究活動を通して、子供たちによりそういう興味、関心を持ちながら基礎的、基本的なそういう学力が確実に定着されるような、そういう授業展開を目指して活動を行っておりますので、それぞれこの辺についてもご理解をいただきたいと思っております。

また、伊東市でのそういう取り組みにかかわるモデル的なケースという部分についてのお話でございますけれども、これらにつきましては現在、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、市内学校でそれぞれ授業公開研というような形で研修活動の部分で行ってきてございますので、そういった部分を継続しながら授業改善、基礎的学力の向上が図れるような授業展開が行われるよう、そういった形で取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、最後の再々質問に入ります。

まず、最初の1点目なのですが、例えば私は過剰な心配されているのではないのかなというふうに思っているのです。というのは、昨年うちの議会の同僚議員の皆さんが視察に行かれた徳島県の上勝町というところにみずからの希望で行った学生さんがいるのですけれども、この学生さん何したかという、ほとんど役場にいなかったというのです。それよりももう本当自由放任で地域の声を聞いてこいという形でほうり出されて、本音を聞くためには酒飲まなければだめではないかといって自腹で酒を飲みながら地域の住民たちと触れ合って、その結果を町役場に報告したと、そういったような取り組みをしているような自治体と研修のやり方というものもあるのです。ですので、必ずしも2回目で言いましたように市役所の中にいられかについていないといけないといったような研修ではありませんので、その研修というのもシステムというのも話し合いで本当いろんな形でつくれると思うので、この点については先ほどの答弁の中では後ろ向きではないというようなお話だったので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それから、教育委員会のほう先に言いますけれども、教育委員会のほうもいろんな学校との取り組みはいろいろとやっているということは承知しておりますけれども、2回目ではこれも私も言いましたけれども、例えば大分県のある市の教育委員会では、教育長さんが率先立って朝読書の講師とかいろんな、朝読書の講師というか、ある本を、「論語」をみんなで読みながら、漢字も覚えるし、それから人生訓にもなるしというような形での

取り組みをやっているところもあります。これは、別に教育委員会で何か決めたのではなくて、その教育長さんが学校の先生だけではなくて、自分も何かに協力したいというような形で現場のほうに出てきたわけですから、別にうちの教育長が何もやっていないというわけではないです。そういうわけではないですけども、だけれども教育委員会としてもうちょっと主体的に学校にもっと働きかけていいのかなと。僕は、外から見ていますけれども、外から見てみると、どこか学校にちょっと遠慮しているところがあるのではないのかなというふうに思いますから、この辺ぜひともいろんな校長先生の会議ですとか教頭先生の会議の中でもっと教育委員会として主張、発言されてもいいのかなと思いますので、もしこの辺について何かご所見があればお伺いしたいなというふうに思います。

それから、最後の病院のところは、病院祭のところについてのみお聞きしますけれども、これは今やっている取り組みの中で、新病院つくるまでは多分動きはとれないと思うのですけれども、今やっている取り組みもさることながら、やはり砂川市が病院を核としたまちづくりを行うのだというような強い意志をあらわして、周りの自治体から見ても砂川市といえば病院だよねと言われるぐらいですので、やはり新しい風というか、新しい参加型のイベント、イベントというか、住民との相互理解を深める場として、私は取っかかりにやっぱり病院祭ということがいいのではないのかなというふうに思います。というのは、つい先日なのですけれども、病院の副院長さんとお会いしまして、病院の先生激務で大変でしょうというようなお話しすると、謙遜されるのです、いや、そんなことないですよというような形で。ですけれども、どう考えてもやっぱり病院の先生って激務なのです、砂川市立病院の場合は。そういったような実態を住民の多くの方というのは意外と知らないこともあるのです。忙しい、忙しいと言われているけれども、本当何が忙しいのだろうと思うところもあるのです。ですので、そういったようなことを本當ざっくばらんにさっきの上勝での学生さんの例ではありませんけれども、お酒を飲んだりとか、お酒を飲むことはできないです、お祭りです。だけれども、いろんな飲食をともにしながらいろんな話ができたりとかして、そこから病院のサポーター制度とかにつながっていけば、私はまたそれはそれで一つの新しい取り組みがふえていくのかな、みんなで相互理解が深められていくのかなというふうに思うので、ぜひ病院祭のほうも、ここに市長もいらっしゃいますけれども、院長先生とも協議しながら、ひとつ前向きに検討してもらえないのかなと思いますので、このことを再々質問として最後にお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 研修生の受け入れについてご答弁を申し上げます。

市町村によってやり方がいろいろあるのは、お聞きしてございます。ただ、砂川市が行うとすれば、あくまでも職員の研修の一環という位置づけをしながら要綱をつくっていきたいということで、ある程度体験部署においてはそれぞれ職員がかり切りとはならないので、本人にお任せするという分野もございますけれども、目的等はきちんとさせながら

事業をやっていききたいというのがございますし、また本人からはその後事後のレポートも提出を求めたいというのもございます。それらについての事業の目的、手段、効果、成果等も整理しながら検討していききたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 今後病院祭どのような形でつくり上げたらいいのかというのは、本当にいろんな各病院で行っていることを調査研究していかなければ、実態としてはなかなか思い浮かばないのが現状でございます。ただ、今のイベントを通してやはり多くの職員が市民の方々と触れ合うことによって、それが病院の受診の一環へとすることも大きな要因とは一応考えております。ただ、やはりドクターたちが忙しい、非常に忙しい中で、それを含めて、それを踏まえて逆にそういうことをすることによって患者さんへのやっぱり触れ合いの中でやはり病院へ受診される一つの要因ということについては非常に大事なことだというふうに考えておりますけれども、実際としては今の現状のイベントを強化しながら、またあわせてこういうことも含めて研究はしてまいりたいというふうに一応考えております。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 学力向上にかかわる取り組みという部分につきましては、教育委員会としても大変重要な基礎的、基本的なことだと、そのように考えてございます。議員さんから大分県の取り組みなどもお話がございましたけれども、学力向上にかかわる取り組みといたしましては昨年も学力テスト行われております。また、本年も実施をされております。そういった結果、状況を的確に分析を行いながら授業改善につなげていただくような形で、それぞれ各学校の校長先生並びに教頭にそれぞれ定例で会議も持っておりますので、そういった中でそれぞれ気のついた部分、あるいは新たな情報としてこういった取り組みがあるというような部分については適宜それぞれ指導をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 (登壇) それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。今回の質問は、高齢化という、そういった避けても通れないような、そういった状況に直面している中で2点お伺いしたいなというふうに思っております。

それでは、まず1点目でありますけれども、老人クラブに対する支援策についてでござ

います。近年急速に高齢化が進み、平成20年度末現在での砂川市の総人口であります1万9,349人に対し、65歳以上の方の人口は実に5,916人となっており、その高齢化率というのは30.58%にまで上昇しております。私は、平成15年に行った一般質問でも5年後の平成20年度には高齢化率30%を超えるのではないかと推計をし、そして意見を述べさせていただいたところでございます。統計上で見ますと、10年前の平成10年度の同期では、総人口である2万1,405人に対し、65歳以上の人口は4,659人となっており、高齢化率は21.77%でありました。単年度ごとの推計を、統計をとってみると、実に年間に約1%程度の上昇となっております。これをもとに将来の総人口と高齢化率を私なりに推計してみますと、10年後の平成31年には高齢化率40%を超えるのではないかと私は推察しているところでございます。しかしながら、この間団塊世代の方たちが65歳を迎えることから、私が推察した40%を大幅に上回るのではないかとということも危惧しておるところでございます。本来高齢化率が上昇するということは、長寿を意味することから、喜ばしいことだと私は考えております。これらの現状を直視したとき、今必要なことは高齢者の方々が心身ともに健康で安心して暮らせる環境の整備だと確信しています。そのための重要な役割を果たしている老人クラブのさらなる充実こそがこれからの高齢化社会の重点課題だと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

そこで、今後における対策強化のため、幾つかお伺いしたいと思います。まず、(1)でありますけれども、市内で活動する老人クラブ数とその老人クラブに加入している人数、また65歳以上の人口割合についてをお伺いしたいと思います。

(2)では、老人クラブに対する補助金の額とその額をどのような基準で算出しているのか伺います。

(3)番目では、老人クラブ未加入の方々が近年ふえているというふう聞いておりますけれども、市としてその要因をどのように把握しておられるのかお伺いしたいと思います。

(4)番目であります。将来の高齢化率の上昇を見据えた上で、老人クラブの果たす役割を市としてどのように考えておられるのかをお伺いします。

続いて、(5)番、さらなる高齢化が予想される、予測される中、多くの方々が老人クラブに参加し、その活動を促進させる取り組みを市として何か考えておられるのかお伺いします。

(6)でありますけれども、老人クラブの活動を活発化させるための支援として、市としてできる範囲で、たとえ少額でも補助金を増額するお考えはないかお伺いします。

続いて、大きな2番目であります。街区公園の草刈りについてであります。現在砂川市には16カ所の街区公園があり、それら公園の緑地部分の草刈りに対応する町内会がみずから行っている事例が近年増加していると聞いております。私は、それらの事例は民と官

が互いに協力し合うよい形の、よい傾向の取り組みだと高く評価しているところでもございます。

そこで、それらの取り組みをさらに拡大すべく幾つかお伺いしたいと思います。小さな1番目、(1)でありますけれども、現在町内会や地域団体などで街区公園の草刈りを行っている数はどの程度まで拡大しているのか。

(2)番、各団体が公園の草刈りを行う際、必要な器具や機械類はどのように調達しているのかであります。

(3)番目、各団体による公園の草刈りをさらに拡大させるため、市として何か考えはあるのかお伺いしたいと思います。

(4)番目、各団体が草刈りを行う場合、参加する人員が少なくなり、顔ぶれも固定化してきたという話が出たり、また参加者が非常に高齢だったりなど、いろんな悩みの話を聞かされておりますけれども、これらの過重負担を解消し、末永くこうした取り組みを継続させるため、これまで市が貸し出しを行っていた肩かけ式の草刈り機、いわゆる刈り払い機のことですけれども、これに加え、安全性が確保されるのであれば、小型自走式芝刈り機あるいは小型自走式の草刈り機を購入し、各団体への貸し出しを検討してみたいかというのが私の質問でありまして、以上申し上げまして1回目の質問とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 大きな1の老人クラブに対する支援策についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)の老人クラブ数と加入している人数、65歳以上の人口割合についてのご質問であります。本市の老人クラブは昭和37年9月に中央老人クラブが結成されたのが始まりで、昭和43年には老人クラブ連合会が設立され、平成10年当時のピーク時には30の単位老人クラブがあり、2,000名を超える方が加入しておりましたが、今年4月1日現在では本市の老人クラブ数は25クラブで、加入している方は1,356名となっております。このうち65歳以上の方は1,322名で、65歳以上の人口5,916名に対し、率にして22.35%となっております。

続きまして、(2)の老人クラブに対する補助金の額とその算出基準についてご答弁申し上げます。老人クラブに対する補助金につきましては、市内それぞれの老人クラブに助成する単位老人クラブ運営費補助金と砂川市老人クラブ連合会に対する運営費補助金がございます。本年度の単位老人クラブ運営費補助金の算出基準は、1クラブ当たり月額3,000円、年間3万6,000円の均等割額に会員1人当たり年額342円の人数割額を加えた金額で、平成21年度の25老人クラブに対する補助金の合計は136万3,752円となっております。また、平成21年度の老人クラブ連合会運営費補助金の算出基準は、年額16万8,500円の均等割額に会員1人当たり年額62円の人数割額のほか、

特別事業分21万3,000円を加えた46万5,572円で、単位老人クラブと老人クラブ連合会に対する補助金の合計では182万9,324円となっております。

なお、財源内訳であります。単位老人クラブ運営費補助金の均等割は北海道の補助であり、人数割については市の一般財源であります。また、老人クラブ連合会運営費補助金につきましては、全額が北海道の補助となっております。

続きまして、(3)の老人クラブ未加入の方がふえている要因を市がどのように把握しているのかについてご答弁申し上げます。老人クラブの加入率につきましては、全国、全道的にも減少傾向にあり、老人クラブの加入年齢は60歳以上となっておりますが、年金支給開始年齢の引き上げなどから60歳以上でも現役として働く高齢者が増加していることのほか、公民館やふれあいセンターなどの利用による各種団体のさまざまなサークル活動やボランティアなどの多様な活動形態の普及、また価値観の多様化により高齢となっても老人クラブに加入しないといったことなどが主な要因と考えられます。

続きまして、(4)の将来の高齢化率の上昇を見据えた上で老人クラブの果たす役割をどのように考えているのかについてご答弁申し上げます。老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、第一の目的は高齢者の生きがいをづくりであり、会員相互の交流を図り、老後の生活を豊かなものにするとともに、住みなれた地域で安心して生活できる高齢社会を構築していくための中心的な役割を担っているものと考えております。

続きまして、(5)の多くの方々が老人クラブに参加し、その活動を促進させる取り組みについてお答え申し上げます。市といたしましては、多くの方が老人クラブに加入し、その活動を促進させるためにはいかに魅力的な活動ができるかが重要と考えておりますが、老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、それぞれの自主的な活動が基本となることから、行政といたしましては今後とも補助金による運営費の支援のほか、年4回単位老人クラブごとに実施しております健康相談や各老人クラブの要請に応じて開催する食生活改善に向けた出前講座の実施などにより、老人クラブ活動の一助となるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続いて、(6)、少額でも補助金を増額する考えはないのかについてご答弁申し上げます。市の一般財源である会員1人当たりの人数割額の基準額につきましては、行財政改革により平成17年度に500円を380円に、平成20年度に380円から342円にそれぞれ見直しを図ったところでありますが、高齢者福祉につきましては介護保険の地域支援事業による各種サービスの提供や社会福祉協議会による各種支援事業の実施などを推進しており、総合的な観点から現時点ではこの補助金の増額について検討を加えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、老人クラブ連合会運営費補助金の特別事業分、対象となる事業は連合会として取り組む健康づくり、介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化活動支援事業であります。この補助金につきましては本年度に16万3,000円から5万円を増

額し、21万3,000円に見直しが図られたところであります。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君（登壇） 大きな2の街区公園の草刈りについてのご質問にご答弁申し上げます。

初めに、（1）の町内会や地域団体などで街区公園の草刈りを行っている数についてのご質問であります。街区公園の草刈りにつきましては官と民との協働のまちづくりとして地域住民の協力をいただき、公園維持管理運動を通じ美しい景観を保った公園づくりを進めるため、平成17年度から実施し、平成21年度までに9カ所の街区公園の草刈りを各町内会にご協力をいただいております。

次に、（2）の草刈りを行う際、必要な器具や機械類はどのように調達しているのかのご質問であります。ご協力をいただいております町内会には肩かけ式草刈り機、防護眼鏡、防護エプロンなど必要な機械等を土木課で用意し、貸し出しを行っているところでございます。

次に、（3）の公園の草刈りをさらに拡大させるため市として何か考えはあるのかのご質問であります。先ほどご答弁申し上げましたとおり、平成21年度までに9カ所の街区公園の草刈りを町内会にご協力をいただいておりますが、残り7カ所の街区公園につきましても地域住民のご協力をいただきたいと考えております。今後においても各町内会長に公園維持管理運動の趣旨の説明を行い、地域住民のご理解をいただき、街区公園の草刈りの拡大を目指してまいりたいと存じます。

次に、（4）の小型自走式芝刈り機の購入についてのご質問であります。公園維持管理運動終了後に作業に対する感想や意見の聞き取り調査を実施しておりますが、町内会より草刈りの作業は大変だが、今のところ問題はないし、これからも市に協力していきたいとお言葉をいただいていることから、小型自走式芝刈り機の購入の計画はございませんが、今後も聞き取り調査を実施し、少しでも作業がしやすくなるように検討、改善を行い、地域に親しまれる公園づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、老人クラブの関係ですけれども、るるご答弁いただきまして、相当この老人クラブに参加といいますか、されている方々が少なくなっているのだなというふうに思っています。実に22.35%ということは、10人に2人か3人ぐらい、多くても3人ぐらいということになっているところからすると、随分と余り参加していないなというふうに思っています。私なぜ今回老人クラブということの質問をさせていただいたのかというと、やはり考えるところは、やはりこれからの高齢化の推移といいますか、高齢化の進行といいますか、なのです。50年前の、仮に50年前の65歳の方というのは、結構本当

にお年寄りだったのかなというふうに、僕50年前生きていませんけれども、そんな感じするのですけれども、今の65歳といたら、本当にまだまだ若いばかりで、老人クラブのほうにまだ入っていないよという方のほうが多いのかなという気はしているのですけれども、いずれにしても今後、近い将来、10年といたら本当に近い、十年一昔とよく言いますけれども、近い将来にもう40%を超えるのではないかというふうになってくれば、本当に人口の半分近くがもしかしたら65歳以上というふうになるとするならば、これまでの考えと違いますか、今これまで市長が行ってきたさまざまな施策等々ありますけれども、それが私悪いとは言っていませんし、全くそういうことは思っていません。ただ、例えば若者が聞くような、例えばがちゃがちゃとしたような音楽のコンサートに高齢者の方って行かないし、余り行かないし、または民謡だとか演歌だとかというのは余り若い人も、全くではないですけれども、行かないということからすれば、そういった時々、その情勢に沿った、今の歌と同じですけれども、沿った考え方というのをしていかなければならない時期に差しかかっているのではないかというふうに私思うのです。これまでは、介護予防だとかいろいろなような形でいわゆる高齢者というのはいわゆる市が守る要素というのですか、が確かに多かったのだと思うのです。でも、これからどんどん高齢化が進んできたら、その反面やはり協力も、協力というのですか、元気な方が多いですから、そういう元気な方にはその力といますか、パワーを発揮していただいて、ともに市長が言う協働でという、両輪といますか、民と官とということで、私は今後そういう取り組みが必要だと思います。だからといって、例えば私今30代ですけれども、30代と同じようなことを求めても、それはだめなので、できる範囲で、例えばそれこそ先ほどの草刈りの話ではないですけれども、例えば草むしりの協力をお願いするだとか、いろんな方向性がこれから出てくるのだと思うのです。

そうしたときに私は、6つ目にお伺いしましたけれども、これからの将来を見据えた上で現在の老人クラブというのを立て直すというわけではないですけれども、より強固なものにといいますか、加入されて、さっきの22.35%というのを30%、40%、50%という形で結集していただくような、何かこういうことが必要ではないかなというふうに思うものですから、この6つ目のところで補助金の増額ということをお話しさせていただいたのですけれども、実際私も改選後2年ぐらい結構いろんな老人クラブに呼ばれてお邪魔していろんなお話もしたりするのですけれども、なかなかこのご時世、年金も下がったりだとか、さまざまな手数料等々も上がってきた、医療費も上がってきた、そんなことからなかなか家計の余裕がないのだと、そんなところで老人クラブにも本当は参加したい人もいっぱいいるのだけれども、ちょっと持ち出しというのはちょっと厳しいので、ちょっと遠慮しているのだという人も結構多いみたいなのです、話を聞くと。ですから、市として何か応援できないかな、支援できないかなということで、やはりこういうふうに思ったのです。

先ほどのご答弁でいきますと、いわゆる連合会のほうには特別事業に対する補助金があるということなのですけれども、これ新たに例えば、この単位老人クラブであっても、老人クラブという言い方がもう今に余り合っていないかなと思うのですけれども、老人クラブですから、老人クラブと言わせていただきますけれども、例えば新たな老人クラブに加入していただくような、そういった掘り起こしというのか、そういったお試し参加というのか、そういう場合での何か催しをやるときに特別にこういう補助金を創設するだとか、そういったことも今後必要になってくるのだと思うのですけれども、いずれにしてもこれは今すぐということではないのかもしれませんが。将来的に確実にそういった高齢化が逆転することはどうなのかなというふうに思いますけれども、確実に若い世代のほうで圧倒的に数が少なくなるのは間違いないわけですから、そういったときにも対応できるような取り組みが徐々に徐々に必要なのだと思うのです、長い年月かけて。ですから、今回はその一石を投じる意味で私は今回質問させていただきましたので、今すぐにその補助金を、ではあしたから、来年度からアップしますよ、上げますよ、そういうことは私は到底無理だろうなというふうに思いながらの質問ですから、これから長い年月の中に私も事あるごとにこのことは質問していきたいなというふうに思っておりますので、ただ私先ほど来からしつこいですけれども、市長、私もそれだけだんだん、だんだん年いってくるのですけれども、あすは我が身ではないですけれども、確実にそういう65歳以上の方、あるいは70歳以上の方が大多数を占めるこの砂川市という、全国的にそうですけれども、そういう状況になることは確実なので、そうすると私所管にかかわるので、そのことについてはお伺いしませんが、さらなる税収の落ち込みだとか、そういうこともあるのです。ですから、そういうふうになると、さまざまな意味でこういう高齢者の方々にもできる範囲での協力あるいは支援、こういう関係の中でうまくやっていくことが必要だなというふうに私思うものですから、その辺総体的にこの老人クラブの考え方、高齢化に向けたそういった取り組みの強化、こういった部分について市長のご所見があれば、今後の展望というのか、そういったものも含めながらご答弁いただければありがたいかなというふうに思っています。

それから、街区公園の草刈りの関係ですけれども、16の街区公園のうち9カ所がそういったいわゆる町内会、そういったところの協力のもと草刈りが行われているということで、非常にこういった取り組みが進んできているという部分につきましては、私本当に1回目でも言いましたけれども、本当に高く評価しております。実際私もこれに参加したことあるのですけれども、若いのは私だけだったのです。いや、若いのはと言ったらあれですけれども、あと皆さん仕事されておりますし、忙しいということもありまして、老人クラブの方々が参加されたり、あるいは町内会の主たるメンバーの方々が参加したりということで、本当にこれ顔ぶれも何か固定化してきているみたいです。そんなようなことで、大変だという声が聞けるのです。ただ、受けた以上責任を持ってやらなければならないとい

うその責任感でもってやっぱり皆さん頑張ろうということで頑張っているのだけれども、その町内会においても必ずしも全体の取り組みとなっているわけでもないのです、やはり。ですから、主たる役員だとか、または状況が整うような、そういった方々の参加を得ているのだけれども、そういったことからして高齢化というのもありますし、一部の人に固定化というのもあるのです。

それで、私今回なぜこの自走式の芝刈り機または草刈り機というようなことをお話しさせていただいたかという、草刈りするところって大体フラットな平面といいますか、小高いこういう山だとかそういうのもあるのですけれども、割かし平面のところが多いのです。それで、公園ですから、そんなに牧草地みたいなああいう雑草でもないわけで、意外と丈の短いようなブタクサというのですか、ああいうものとかタンポポだとか、そういった割と密度のそんなに濃くないような、ほっておけば背丈も高くなりますけれども、年に2回ないし3回行われているというのが何か実情なようですから、そういった部分から考えると、この自走式の草刈り機というのが非常に有効的だなというふうに思うのです。というのは、この肩かけ式で、この上手下手、これは別としましょう。上手下手という部分は抜かした場合での仕事率から考えると、この自走式のやつは大体3倍から4倍ぐらいあるそうなのです。要するにぐうっと歩いて行って、肩かけ式のやつでいうと25センチ、直径25センチの歯だとか30センチとかいろいろあるのだけれども、この自走式のやつもどうやら小さいやつだと50センチ、60センチ程度ぐらいからあるそうなのです。それでは、それでいくと大体草刈り機の肩かけ式のエンジンよりちょっと大きい程度の何かエンジンがついているようなのです。それで、値段も15万円ぐらいで、仕事率に換算すると非常に早いと。そして、人間の負担も少ないと。そして、見た目もきれいだ。このきれいだというのは、その歯の、歯を一定の高さにして走るのですから、3センチなら3センチ、4センチなら4センチということで、でこぼこが多少あったとしても、すうっと芝生みたいなように刈れるという意味では、これは非常にいいものだなというふうに思うものですから。

先ほどのご答弁では、今後そういったような要望等があれば考えていきたいという、いわゆる前向きなご答弁をいただいたわけなのですけれども、私は先ほどもご答弁ありましたけれども、現在9カ所、残り7カ所あります。こういった7カ所というのなかなか大変でないか、実際参加してくれる人何人いるだろうということもいろいろ危惧しているところなのだと思うのです。それで、なかなかわかりましたよということで受けられない実情もあるのだというようなことでも聞いております。ですから、ここは、今技監にご答弁いただきましたけれども、仮にこの15万から20万ぐらいの間というふうに、何かいろいろメーカーあるそうなのです。ホンダとかバロネスだとかいろいろあるみたいですが、とりあえず1台だけ買ってみて、試験的に買ってみて、例えば軽トラか何かありますから、ありますでしょう、その軽トラか何かで実際草刈りをしたいのだといったときに、

朝にでも届けて、そしてまた終わったらまた回収する、それを各町内会を回していくというような、そういった取り組みにすることによって、肩かけの草刈り機というのはいわゆる補助的な刈れないところを刈るような要素でいけば、もっともっと取り組みはふえていくと思いますし、簡単に短時間で少ない労力でできるのだと思うのですけれども、ですからこれ1台ぐらい何とか、早急にはならないかもしれませんが、要望がある前に市でこうやって用意したのだけれども、ちょっと使ってみて、もうちょっと効率的に、もうちょっと楽にというような配慮のもと、1台ぐらい購入してみる考えはないかどうか、最後にお伺いしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 老人クラブの関係でありますけれども、やはり単位老人クラブ、それらの発展ということでは、それを総括して運営する砂川市の老人クラブ連合会、この果たす役割は大きいものと考えております。また、この老人クラブ連合会では、毎年総会を開催しておりますけれども、その総会には市長は欠かさず出席いたしまして、連合会の発展を祈念しているところでもあります。

また、単位老人クラブ25というお話もしましたけれども、市内の地域においては老人クラブ連合会には加入しないけれども、任意でそれぞれ町内会、あるいはその地域でもって老人クラブを組織しているということですから、そのクラブ数でいくとどうなのかといえ、25以上は任意を含めて組織されているのかなというふうにも考えております。

また、そういう状況にありますけれども、いずれにいたしましても行政といたしましては、特に高齢者につきましてはやっぱり安全、安心、このような観点を十分配慮しながら、いかに高齢者の保健、あるいは医療、福祉というものを拡充するかというのがやっぱり第一に求められているのだろうというふうに思っています。そのような中で市は、老人クラブあるいは連合会に補助金を助成をいたしまして、活動を活発化していただきたい、そして1回目のご答弁で申し上げましたとおり、やはり自主的な組織として交流を深めて老後の暮らしというものを元気で暮らせるようにというのが趣旨でございますけれども、老人クラブ連合会の方針におきましても現状やはり加入者が期待している以上には少ないというようなことから、やっぱりそのクラブの輪を広げようということで各種事業を通す中、あるいはそれぞれの市内にある老人クラブの方々にご協力をいただいて、何とかその組織率を高めようというような考え方で運動方針を持っておりますので、いずれにいたしましても多くの方がそういった交流の場である、自主的組織である老人クラブに加入をしていただいて、そして交流を図っていただいて、そしてまた元気に地域で暮らしていただくことが一番の重要なことでございますから、行政といたしましてもやはり連合会なり、あるいは町内会連合会なり、といいますのもやはりご承知のとおり町内会のいろんな活動におきましてもそれぞれ高齢化が進んでいるということでございますから、そういった面では

やはり町内会連合会、あるいは場合によっては福祉協議会、そういった団体と連携を図っていかにして高齢者が地域で元気に暮らしていけるのかということを中心に検討を加えてまいりたい。また、現状でもそうした取り組みをしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 今市民部長が答弁したのですけれども、私も努めて高齢化時代を迎えて今高齢者の方々は何を求めておられるかということを考えながら出ているのですけれども、全体的に連合的にやる活動はかなり活発なのです。例えば高齢者の芸能大会だとか、あるいはスポーツ大会、あるいはまた総会、連合の総会における各個人が演壇で歌ったり踊ったりと大変元気いのですけれども、単一のクラブのあれを見ますと、余りそういうイベントに出ない。かつては敬老会に対して、各町内で敬老会をして市も一時2,500円ほど出しましてやっていたとき、いや、ここへ出てくるより2,500円の値のあるものもらったほういいのですよねというのが率直な実は声だったのです。私はそのとき言ったのは、もっと単一の老人クラブがその町内でやる際にどういうものを老人の方々はやってほしいのだろうか、そういうものを考えていかないとだんだん、だんだん単一の老人クラブの魅力がなくなって行って出席者は少なくなっていくのではないかなど。私は1つ申し上げたとき、そのときにある方が例えばパークゴルフを1回やると300円出さなければならぬ、ゲートボールもそうなのだよな、えてして見るとそういうスポーツ関係多く使っているのは高齢者の方々が主に使っているのだと。したがって、市長はそういうところを見て、何とか1人当たり幾ら欲しいというのではなくて、我々健康のためと同時に、ボランティア的な活動をするためにも、交流の場にもあるのだから、そういうものを一体ご利用してもらったらいかがかなという、そういう声を聞きながら、私は1人当たり云々ではなくてすべての方々公平にというようなことから、それでは老人クラブに対してというよりも健康を保つという意味で無料奉仕、無料に例えばしてきたというふうに思うのです。

ですから、私は努めて、大体砂川市の人口というのは1年に百七、八十人ぐらい減少なさるのではないだろうか。そして、老人クラブの、やっぱり老人、いわゆる65歳以上になっていく人は、大体80人から100人近い方々が年々ふえていくという状況なことからして、やっぱりそこに焦点を当てた市政執行をというふうに思っております、そのためには市だけこれをやりなさい、あれをやりなさいでなくて、それぞれ町内会として老人クラブを何か運営するに当たってどういうものが魅力あるのかということも町内でもやっぱり研究しなければならないのではないかな。もちろん我々もどういうものがあるのか。どういうふうに、もう一つは時代なのだと思うのですけれども、余り交流と我々言うけれども、老人クラブの方々、あるいは高齢者の方が本当に真剣になって交流を深めていきたいというふうに今思っておられるのかどうなのかということ、私は疑問を実は感じるのです。

いわゆる隣は何をしている人ぞという時代になりまして、クラブの方々も余り阻害されるようなものよりも、うちにいてテレビ見たほうが良いというような、志向的にあるのではないだろうか。したがって、私どもこれからはやはりもう少し野外など出てスポーツを深めて地域の方々と交流をする、そして今まで持ったいろんな経験を時代の担う方々にお教えをするというのが、シルバー人材センターもそうでありますから、我々もよくこれから検討して、今何をクラブの方々、老人の方々求めているのかをやっぱり検討して、クラブにも入るとこんな楽しみがあるよというようなものはやっぱりつくっていかねばというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君 再度の自走式の草刈り機の購入のご質問でございますけれども、先ほど議員おっしゃるとおり、自走式のほうが作業効率もよく仕上がりのいいと、そしてまた作業の負担も軽減できるというようなことでご理解はするのですが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、刈り払い機での現状の草刈り、芝の草の刈り払い機での草刈り機については大変ですが、今のところは問題がないということで、現段階についてはその自走式の草刈りの購入の考えはございませんけれども、将来的に高齢化が進みまして、刈り払い機ではちょっと無理があるというふうな声が出た段階におきましては、そういった自走式の草刈り機の購入も検討してみたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 今ほど市長にもご答弁いただきましたけれども、確かに市長言われるとおりに、今のこの世の中、全国的にですけれども、自分は自分みたいなのがふえてきているのだと思うのです。だけれども、それというのは余りよろしくない傾向だと思うのです。やはりそういうのがふえてくるから、お年寄りの孤独死というのも報じられるし、福祉灯油でも何でも知らなかったという人が出てくるわけなのです。ですから、そういった傾向にはあるのかもしれないけれども、少なくとも砂川市としてはそういった傾向をとらまえながら、そうではない方向に向かっていってほしいなという施策を今後長い目で考えていただきたいなというふうに思っております。

それから、草刈り機の関係につきましても、全く未来永劫にこれは買うつもりはないのだというようなご答弁ではなくて、その状況、状況に合わした中で購入も検討していくということなので、恐らくはそういった声も出てくるかもしれません。ことし、来年かどうか知りませんが、そういった声も出てくるかと思っておりますので、そのときにはぜひともその声におこたえいただいて購入していただきたいなというふうに思っています。そんなことを要望しておきながら、私の質問終わります。

以上です。

○議長 北谷文夫君 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を行います。

中江清美議員。

○中江清美議員（登壇） それでは、通告の順に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

初めての学校整備問題についてであります。砂川市内の小中学校7校を以前に訪問したときからずっと気にかかっていたことありましたが、それは学校の建物に大きな違いが生じていることでした。生じていることがすごく気になっていることでした。家庭で過ごすよりも学校で過ごすことが多い生徒の日常生活の環境にこんなに差があっているのかと思っていました。私は、各学校の校長先生初め教員の方々、そして教育委員会も限られた財政の中で最善の努力をしているのを見てきました。例えば砂川小学校のトイレの悪臭問題、当時の砂川小学校の校長先生、みずからトイレの悪臭の原因を調べるために男子トイレの小便器の排水口を取り外してその原因を探っておりました。教員の方々は、とにかく学校に着いたら、まず窓をあけて空気を入れかえることをしていました。大変な努力をしましたが、排水管が古くなっているので、においを抜くことも限界なのですよねと校長先生がお話しされていました。本当に工夫、努力をしていた。これは、ほんの一例であります。これまでの議会でも取り上げてきたことですが、毎年学校ごとに要望が出されていると思いますが、環境整備の面で今後砂川市教育委員会としてどのような改修を考えているのでしょうか。1回目の教育問題の質問とさせていただきます。

それから、大きな2点目として病院問題であります。砂川市立病院は、高度医療を担う中空知地域医療圏のセンター病院として高度な治療を行わなければならない患者さんが増加していくと思われまして、また現在でもそのような状況かと思えます。それで、今回お伺いしたいことは、1点目として、脳疾患の患者さんが手術後に後遺症が残った場合のリハビリ体制について、現在の状況と新しい病院が完成した場合で内容的に変わる点があるのかという点です。

また、2点目に、機能訓練は今後非常に大事な部門と思われまして、以下のことについて2点お伺いします。現在配置のOT、PT、言語療法士でどの程度のリハビリが可能か。また、2点目には、リハビリテーション科の職員体制において基本的に専門技術職の複数の配置が望ましいと思われまして、どのように考えておられるのか。

以上のことで1回目の質問とします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、私のほうから大きな1番目の学校整備についてご答弁を申し上げます。

学校の施設整備につきましては、毎年9月に学校からの要望をもとに施設、設備、環境などの部門別に要望事項を整理し、各学校からの聞き取り並びに現地調査を行った上で児童生徒の安全性など緊急度の高い順に計画的に整備を行っているところでございます。ご質問のありました、通告のありました砂川小学校、石山中学校の外壁などの学校周辺整備につきましては、砂川小学校は昭和47年、石山中学校は昭和45年に建設した施設であり、これまでも個々の状況に応じて必要な修繕等を実施してきたところでありますが、いずれも経年劣化が進んでいる状況にあり、学校の外壁等につきましては早急に整備を実施する必要があるものと認識をしてございます。このようなことから、教育委員会といたしましては以前から市関係部局との耐震化を含め外壁等の学校整備について検討を進めておりましたが、大規模な改修につきましては有利な補助制度もなく市の財政負担が大きいことから、平成20年3月に砂川市耐震促進計画を策定するなど計画的に取り組むこととしているところでございます。しかし、平成20年6月に中国四川省の大地震の教訓をもとに、国において地方負担の軽減を図り、学校の耐震化を促進するため、地震対策特別措置法を改正し、現行の補助率を引き上げるなど地方財政措置が拡充されたことを受け、当市においても砂川小学校、空知太小学校、石山中学校の耐震診断を前倒しして取り組むとともに、仮に診断結果により耐震補強が必要な場合は、これまで課題となっておりました必要な整備箇所につきましては、効率性を図る観点から、耐震補強工事とあわせた関連工事として実施する考え方に立っていたところでございます。現在耐震補強の関連工事として行う学校の整備箇所については、現行の補助制度と国の経済危機対策として示されている地域活性化・公共投資臨時交付金制度などを有効に活用し、効率的かつ効果的に児童生徒の安全性を含め教育環境の充実を図ることができるよう、市部局と詳細を詰めて決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな2、病院問題についての（1）及び（2）の①と②につきましてご答弁申し上げます。

まず、（1）、脳疾患の患者が手術後に後遺症が残った場合のリハビリ体制について、現在の状況と新しい病院が完成した場合で内容的に変わる点があるのかについてご答弁申し上げます。医療圏域である中空知地域における脳疾患を原因とした死亡者数は、平成18年に192人で、死亡者数全体の12%、全道では11.3%を占め、死因の第3位となっておりますが、全体に占める割合は全道と同様に減少傾向であります。その内訳は、脳梗塞69.8%、全道60%、脳内出血17.7%、全道25%、クモ膜下出血8.9%、全道13.1%、その他3.7%、全道1.9%となっております。また、北海道における平成17年の脳卒中年齢調整死亡率を全国レベルと比較すると、人口10万人当たり男性は62.7人と全国の61.9人よりやや高く、女性は34.6人と全国の36.1人よりやや低くなっておりますが、男女とも減少傾向にあります。当院における平成2

0年度の脳神経外科の入院患者数896人のうち、脳疾患に伴う理学療法及び言語聴覚療法の治療、リハビリを受けた患者数は445人となっております。この445人の患者さんに対し、PT、いわゆる理学療法士が6名でサイクルを組み、リハビリテーションを実施しているところであります。

ご質問の脳疾患の患者さんが手術後に後遺症が残った場合のリハビリ体制について、現在の状況と新しい病院が完成した場合で内容的に変わる点があるのかについてのご質問ですが、リハビリ指導につきましては手術後早い段階でリハビリテーションを実施することにより後遺症の改善が期待できるものと考えられ、サポートを行っているところであります。脳梗塞の場合、約2週間のパス、治療計画となっております。急性期治療が終了し、当院退院後には一日でも早く回復リハビリテーション専門の病院へ転院し、療養治療することで効果が得られることから、このような医療を展開しております。新病院におきましては、内容的に大きく変わる点はありませんが、急性期病院特有のベッドサイドでの早期リハビリテーションの充実を軸とし、早期離床、早期退院に向けたリハビリテーションが可能となるように、一般的な理学療法にとどまらず、言語聴覚療法、作業療法についても急性期基幹病院に相応したリハビリテーションの整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の①、現在配置の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士でどの程度のリハビリが可能かについてご答弁申し上げます。現在リハビリテーション科に配置しております職種と人数につきましては、理学療法士6名、柔道整復師2名、言語聴覚士1名の9名を配置しております。作業療法士は、精神科領域のリハビリテーションを行っているため、現在はリハビリテーション科には配置しておりません。

次に、職種ごとの主なリハビリ内容といたしましては、理学療法士が整形疾患であります変形性関節症、靭帯損傷、骨折などの患者さんのリハビリテーション、脳血管障害であります脳梗塞、脳出血、脳腫瘍などの患者さんのリハビリテーションとして身体機能の回復を手助けしております。また、柔道整復師は、寝たきりの患者さんや脳血管障害の症状が落ちついた患者さんのリハビリテーションとして、同じく身体機能の回復を手助けしております。言語聴覚士は、脳血管障害であります言語障害や嚥下障害の患者さんのリハビリテーションとして機能回復の手助けをしております。以上のように、リハビリテーション科では脳神経外科と整形外科疾患の患者さんのリハビリテーションを主として行っており、さらに内科の糖尿病教育や今月より循環器科の心臓大血管リハビリテーションにつきましても開始したところであります。なお、今後につきましては、呼吸器リハビリテーションの検討を進めていく考えでもあります。

次に、②、職員体制において基本的に専門技術職の職員は複数の配置が望ましいのか、その考え方についてご答弁申し上げます。医療技術職員の配置については、前段申し上げたように、理学療法士、言語聴覚士、柔道整復師が専門治療を行っておりますが、身体機

能訓練のほか日常生活機能訓練を行う作業療法士など多くの職種が配置されることでリハビリテーション領域も充実されることから、求められる医療内容を把握しながら対応を図っていきたいと考えております。また、現在言語聴覚士は1名の配置となっており、主に脳血管障害の患者さんの対応をしております。脳血管障害の患者数は、1日平均13名であり、この患者数は職員1名での対応が可能な数であり、複数とする考えはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、再質問をさせていただきます。

教育環境の整備について今次長のほうからいろいろ答弁ありまして、その内容を聞いていますと、相当の改善に結びつくようなことになると思われます。また、昨日の予算特別委員会でも他の議員からいろいろな質疑がされていました。具体的なことがはっきりした段階で、やはりこの現場の声、特に生徒さん、それから教員、保護者等の意見をしっかりと聞いて、そういう改修なり大規模な事業に向けて声を反映していただきたいというふうには私は思うのですけれども、もしその点についてご答弁ありましたら、お願いします。

あと、病院問題のことに2回目質問いたしますが、これ医療費抑制という点で予防にどれだけエネルギーを注ぐかということはすごく今後重要になっていくわけです。先日テレビで東京の日の出町の町長の取り組みが放映されていました。その町長は、たしか80歳ぐらいの方だと記憶しているのですけれども、町民の高齢者の医療費無料化に取り組んで、そのことで町の医療費の歳出が減ったということです。それで、今、では何に取り組んでいるのかといいますと、それが子供の医療費の無料化、それに今取り組んでいると、そういう内容のことが放映されておりました。その町長は、インタビューで、この小さな町の取り組みを全国の人たちに知ってもらい、同じような取り組みが始まることを願っているということなのです。私は、なぜこの話をしているのかといいますと、予防を徹底することでこういう全国の小さなまちで実証されていますので、砂川市の医療費の歳出も減らすことにつながるというふうに思っています。住民の医療費負担も減らすことが可能になるのではないかとということでリハビリは非常に大事なことだと思い、今回質問をしております。

それで、理学療法士、それから作業療法士、それから言語聴覚士の件でいろいろ局長のほうからご答弁いただきました。今PTですか、いや、違う、OT、理学療法士さんが6人、それと柔道整復師さんが2人、それと言語聴覚士が1人という専門的な技術職の方の配置がされていると、そういうご答弁だったと思うのですが、理学療法士さん、いろいろな分野で例えば整形、マッサージだとか温熱治療、電気、そういう物理的な療法、それから筋力トレーニング、機能訓練とか、そういったことでさまざまな障害の回復の改善のために頑張っておられると思うのですが、やはり作業療法士さんもきちんとした形での配置はされていないのですが、中身としてはされていると思うのですけれども、作業療法士さんというのは、病気や外傷からの回復を助けるために医師から処方されたことを作業療法

士さんによっていろんな指導が行われるわけです。それで、その中身で私ある病院の例がお聞きして、ああ、すごいなと思って聞いていたのですが、その作業療法の中で、ある60後半の人がいろいろ頸椎かな、何か神経のコルセットして3カ月このまんまの状態の方がいて、その方が病院でいろいろやることが限られるわけで、そういう中で何か習字もしてきたと。いろんなこと、ビーズだとか編み物だとか、女性ですからいろんな、遊技的にはマージャンだとか、そういう遊びを通して機能訓練していくという、それが作業療法の、作業療法士さんはそこはなかったのですが、そういう道具を置いてあるということです。いつでも患者さんが使用できるということ。それで、びっくりしたのですが、その方がこういう書道の、小学校以来筆持ったことない人なのです。その方が60過ぎで障害持ちながらこういう字を書く、書かれたということで、私も見てすごいなと思って、皆さんにぜひ見てもらいたいと思ったのですが、本当にこの固定して3カ月の状態にいるということは、寝るときにも看護師さんが2人ついて絶対動かさないような形で入院していた人なのです。それがこういうようなことでチャレンジして行った。すごいなと思って、本当に小学校以来筆持ったことないのだけれども、書いてみたのだとってこういう字を書いたわけです。ですから、本当は作業療法士さんがいたら一番いいのですけれども、置けないのであれば、せめてそういういろんな器械、患者さんが選ばれる、そういう環境づくりというのに対してはどのようにお考えなのかなということをお伺いしたいのです。

それと、言語聴……言語療法士と私はあれしているのですが、ここ砂川の場合はちょっと言い方違うのですが、1人で一応患者さんの対応は足りているというか、何とかやっていますよというような答弁だったのですけれども、私これ専門の技術職が1人ということは、もし何かがあった場合にどうするのかということです。いろんな場合が想定されると思うのです、技術職。1人というのは、何かあった場合その補充がきかないわけです。今本当にいろんなことで声帯とってしまって、本当言語の必要性、訓練が必要な人が美唄とか札幌の手稲のほう、いや、手稲ではない、真駒内、そういうところに行って訓練しているのです。そして、少し声が出るようになったとか、いろいろ嚥下の問題もそうです。飲み込む力だとか、やはりすごい重要なことなのです、今後。そういうところのやはり複数体制というのは、これは絶対これからセンター病院としていろいろな高度なそういう患者さんが来るわけですから、手術した後のケアということでいけば、その辺の体制というのをしっかりとる必要があるというふうに私は思っているのですが、その辺のお考えをお伺いします。

あと、いろいろな脳疾患の数減少、いろいろ治療法とかも進んで医学も進歩していますから、それなりに患者さんは減少しているかもしれないのですが、ただし術後のやはり後遺症というのは必ずいろんな意味で残っていきます。それで、今砂川の場合は2週間、入院して2週間、手術後、術後か、それでリハビリの期間が2週間というふうに決まっていると。では、それ以降はどうするのかというと、在宅にいった場合は他のリハビリ通院と

ということです。では、そのリハビリでほかのところに通院する場合に、砂川で市立病院以外に地元でどこにそこはネットワークとしてあるのかということ、それと砂川周辺で一番近いところはどのようなところとネットワーク組んでいるのか、その辺お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 それでは、今後の取り組みも含めた部分でございますけれども、ご答弁をさせていただきたいと思います。

議員さんからご質問のあったとおり、教育環境の格差という部分が市内7校にそれぞれございますので、こういった部分はいろいろ出てくると思うのです。ただ、学校整備につきましては、やはり膨大な費用がかかるということで、一度に建設をして全部やるということになりませんので、計画的に整備をしてきたという形の中から、やはり経年的な部分でやはり格差が生じてくるのかなと、そのように考えてございますけれども、委員会といたしましては先ほどご答弁を申し上げましたけれども、毎年9月に学校からのそれぞれ要望をいただいて、それぞれ聞き取り調査をして、なおかつ現場にも出向いて状況確認をいたしまして、緊急度の高いものにつきましてはやはり児童生徒の安全性といった部分のところを観点にしながら、やはり必要な箇所を整備をしてございます。毎年修繕等の費用につきましては、やはり1,000万近いお金をかけましてそれぞれ必要な箇所を整備してございます。ただ、やはり砂川小学校ですとか石山中学校につきましては、建設後もう30年を超えるような年数が経過をしているということで、必要な部分についてはそれぞれ整備をしてございますけれども、やはり全面的に、全体的に整備をしていくというような課題は以前から持っておりまして、ご答弁申し上げましたとおり、計画的にそういった部分をやっけていこうということで今回耐震補強とあわせて有利な補助制度、こういったものを活用しながら、市の財政負担をやはりできるだけ少ない中で効率的に事業を実施していきたいということで考えてございまして、これから整備の部分につきましては当然日常の教育活動を行う現場の意見、こういった部分につきましては十分取り入れた中で、お聞かせいただいた中で効率的かつ効果的な整備を行ってまいりたいと、そのように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 3点ばかりご質問ありましたので、お答えしたいと思います。

まず、先に作業療法士の関係でお話ししたいと思いますけれども、この作業療法につきましては基本的には身体や精神に障害のある方や障害が予想される方に対し、安全で生き生きとした生活ができるようになるためにこの療法を行うということで、具体的には日常活動のいろいろな動作や仕事、遊びなど人間の生活全般にかかわる作業活動を用いて機能

の回復、維持や開発を促すような治療、指導、援助を行うというものでございます。現在作業療法士につきましては、当院におきましては精神科領域のほうで一応2名を採用しております、作業療法に当たっております。ただ、現在の理学療法部門におきましては、基本的には先ほど申し上げているように理学療法士、それから言語聴覚士、柔道整復師9名という体制で行っておりますけれども、今求められている医療に関しましてはこの中で日常生活的な支援を行う作業療法士も必要かなということでは一応考えております。新しい病院に向けては、それらを含めて医療の推移を見ながら、この分野については力を入れたいというふうに一応は考えております。

それから、言語聴覚士が1名ということでございます。1回目でご答弁申し上げましたように、現在大体1日平均として10から13名の方の治療を行っておりますが、実際1名体制でございますので、突然休んだり、また学会や研修会など、そういうことにも参加するというような状況もあります。これについては、当然入院患者に沿った治療計画に基づいて他の職種、いわゆる看護師や理学療法士によるフォローをすることになっておりますので、これについては当面現在の推移のまま1名体制で診技を行うようなことで考えております。

それから、術後後遺症、今の医療につきましては約2週間程度のパスを利用しながら超急性期、それからさらに急性期ということで、当院の治療が一定の治療終わった段階では、他の回復リハをできるところへ転院されて治療受けているということで実態行っております。このいわゆるネットワークにつきましては、現在この近隣では滝川の脳神経科病院のほうと連携をとっておりますし、また遠くなりますけれども、本当の回復リハの専門としては札幌の地区の病院として連携をとりながら患者さんの治療に当たっているというのが現状でございます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、最後の質問になるのですが、教育、学校整備問題ですが、中国の四川省の事故ということがあって文科省は考え始めた、財政当局、国のほうが考えたという流れなのですけれども、もともと学校というのは地域の緊急避難場所です。その緊急避難場所がそういう状態だということでは、随分以前からいろんな議員さんがこのことに対しては懸念を言って、発言していたのですが、何せ財源です。その財源が大きくかかるのでということで延ばし延ばしにきて、今回もこういう財政、国のあいう財政措置がなければ、到底実現がもう先の先になってしまったであろうことなのですが、幸いにも国のいろんな措置でもって今回いろんなことが可能になったという経緯はありますけれども、それもまだこれからどのぐらい使えるものなのか、総務関係、財政関係の方たちは試算はしていると思うのですが、こういう機会ですので、本当に今までできなかったことを目いっぱいやっていただきたいし、やはりそういう国の教育予算の根本的に少ないという根本原因があるのですが、現実問題として毎日毎日子供たちは学校で生

活しているわけですから、そういう立場でやはり今回のこのいろんな国の措置を本当に最大限効率よく使っていただきたい、そのことを最後ですが、発言しておきます。

あと、病院のことでは、言語聴覚士が対象の患者数は確かに少ないから、今のところ何とかやりくりしている。でも、これは、看護師さんやほかの方たちがフォローしてできるような中身ではないです。言語聴覚士というのは、やっぱりそういうきちんとした資格を持っている方ということで、嚥下というのは本当にこれからお年寄りの方たち、それから障害のある人たちもそうなのですけれども、私も障害児施設にいたものですから、嚥下というのは本当に一つ間違えば命取りになります。気管に物が入ってしまったり、水が入ってしまったりで。そういうもの、本当に命にかかわる大事なことに携わる技術者がやはり1名というのはすごい問題であります。これは、局長は答弁できない中身ですので、これは病院の最高の責任者にぜひやはり複数配置を求めていただきたいと思います。

それと、リハビリ、退院後在宅でリハビリするとしたら、滝川まで行かなければならない。それで、もしかしたら札幌まで行かなければならない。やはりこれでは、はっきり言って患者の立場から大変です。この辺でもっとやはり急性期の医療を担う病院として、やっぱり地元の人たちのそういう大変な部分を、これ2週間で後遺症の部分が固まるというふうな、これは厚労省が決めた日程、リハビリの日程だと思っておりますけれども、それでは実際にはいかないわけです、実際問題として。ですから、それはやはり市の市立病院として、やはりその辺の問題というのを実際に今後どのように例えば厚労省とかそういうものに対してどのような考え方を示していくのか、その辺をお伺いしたいと思います、最後です。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 特にこのリハビリに関しましては、従来ほとんどリハビリテーション科というところで患者さんが一定のいわゆる術後においても下に来てリハビリを受けていたというような過去のいわゆる医療のあり方で行ってまいりました。ただ、最近につきましては、やはり術後早期にリハビリをすることによって機能を低下しないというふうなリハビリに大きく変わってきております。そのほうがかえって治療が効果があるということで、先ほど申し上げましたように、ベッドサイドでのリハビリが今主流というふうになっております。そういった面では、ある程度急性期医療としては、急性期にかかった早期のいわゆるリハビリをしながら次の段階へ進んでいただくというような背景でございます。ただ、厚生省の問題も出ましたけれども、いわゆる治療、これについてはいわゆる2週間というような限定するものではありませんけれども、現実的には今DPCと、いわゆる包括診療も含めまして、その治療のあり方、それから入院期間の問題、それぞれ検討しておりますから、これはあくまでもやはり一つの目安であって、パスの目安であって、その患者さんによってはある程度一定の必要な治療については今後も十分この中では検討していくという考えでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 (登壇) 通告に基づきまして、質問します。

大きな1番、女性特有のがん対策について。日本では、今2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなる時代に入っています。女性のがんについては、乳がん、子宮頸がん、そして卵巣がんは若い人に起こりやすいと言われていています。こうした女性特有のがんは、早期発見により完治すること、完治する可能性が高いので、検診の受診率を向上させていくことが大事だと思います。日本における子宮がんと乳がんの検診受診率は、米国や英国など欧米諸国が7割から8割程度なのに対して2割台前半と低い状況が続いています。砂川市においても乳がん検診の対象年齢は30歳からで、子宮がん検診は20歳から受けられるようになっていますが、若い方の受診率は低いと聞いています。仕事をし、子育てをしているときに女性の生命を脅かされるという意味では、予防、早期発見は非常に重要だと思います。

そこで、次のことについて伺います。(1)、当市の乳がん、子宮がんの検診受診率の推移について。(2)、受診率向上の取り組みについて。(3)、新経済対策の子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券の活用について。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 (登壇) 大きな1の女性特有のがん対策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)の乳がん、子宮がんの検診受診率の推移についてであります。国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針によりますと、乳がん検診は乳がんの罹患率及び死亡率が年々増加している中、早期に発見し、治療を行えば予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持、向上が期待されることから、乳房に発生するがんを早期に発見することを目的として40歳以上の女性を対象に実施することと示されております。また、子宮がん検診については、早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要であり、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見するために20歳以上の女性を対象に実施することと示されております。検診の受診率ですが、国では平成17年度の指針の改正により、検診の受診間隔が2年に1回となったことから、平成17年度以降は2年間を1つの単位として受診率を割り出すこととし、乳がん検診につきましては国の指針に基づく40歳以上を対象者として算出してあります。本市の受診率であります。過去3年の実績で申し上げますと、指針改正後の乳がん検診の受診率は、平成18年度で対象者数3,023人、受診者数412人、受診率13.63%、平成19年度で対象者数3,000人、受診者数437人、受診率14.57%、平成20年度で対象者数2,999人、受診者数458人、受診率15.27%であります。また、子宮がん検診の受診率は、平成18年度で対象者数4,131人、受診者数535人、受診率12.9

5%、平成19年度で対象者数4,097人、受診者数512人、受診率12.50%、平成20年度で対象者数4,061人、受診者数539人、受診率13.27%となっております。

続きまして、(2)の受診率向上の取り組みについてご答弁申し上げます。乳がん検診につきましては、対がん協会に委託して年3回実施し、働いている方も受診しやすいように3回のうち1回を土曜日に実施しております。検診料金につきましては、50歳以上の方については5,600円のところ3,400円補助し、2,200円、50歳未満の方については6,600円のところ3,000円を補助し、2,600円とし、受診者の負担の軽減を図っているところであり、対象者への周知方法といたしましては広報すながわに掲載するほか、年度内に40、45、50、55歳の節目を迎える方に個別にはがきを送付し、勧奨しております。子宮がん検診につきましては、市立病院で年3回、対がん協会でも年2回、合わせて5回実施しており、対がん協会でも実施している2回のうち1回を土曜日に実施しております。検診料金は、5,200円のところ3,200円を補助し、2,000円とし、受診者の負担軽減を図っており、対象者への周知方法といたしましては乳がん検診と同様に広報すながわに掲載、年度内に25、30、35、40、45、50、55歳の節目を迎える方に個別に勧奨はがきを送付しているほか、成人式でのチラシの配布や乳児健診に来られたお母さんそれぞれに勧奨しているところであります。また、平成20年度からは妊婦一般健康診査の初回健診項目に子宮がん検診が追加されたところでもあります。

続きまして、(3)の無料クーポン券の活用についてご答弁申し上げます。乳がん、子宮頸がん検診の自己負担免除を盛り込んだ国の平成21年度補正予算は、5月29日に成立したばかりで、現時点では国から要綱等が示されておりませんが、新聞報道によりますと、市町村が行う乳がん検診で40、45、50、55、60歳の5歳間隔、子宮頸がん検診で20、25、30、35、40歳の5歳間隔の節目年齢を設け、年度内にこの年齢に達する方に健康、検診手帳と無料クーポン券を交付し、検診時にクーポン券を持参することで検診料金の自己負担分を免除すると報道されております。いずれにいたしましても、国から詳細な要綱等が示されましたら、検討の上、対応を図ってまいりたいと考えております。

1点、ご訂正をお願いいたします。乳がん検診、平成19年度11.57%とご答弁申し上げましたが、14.57%でございます。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 では、2回目の質問をさせていただきます。

今答弁にもありましたように、乳がんについては罹患率、死亡率とも年々ふえているということで、しかし早期発見によって予後は良好だということです。それで、それから子宮がん検診についても早期治療によって治癒していくという、そういう答弁がありました

が、私も子宮がん、乳がんについていろいろと調べてみたのですけれども、子宮がんについては今20歳から30歳代の女性にふえております。45歳以下の女性の死亡原因として、2番目に多くなっております。また、子宮頸がんについても最近では、よく調べてみましたら、ヒトパピローマというウイルスが原因で発症すると言われております。10人中9人は免疫力でウイルスを追い出せるのですけれども、まれに持続感染すると細胞が変化し、進行が進むとがん細胞へと変化するということがあるそうです。ウイルスが原因だということで、子宮頸がんについては予防ワクチンが現在開発されております。ですから、早くに感染に気づいて、そして子宮頸がんは検診と予防ワクチンでほぼ100%予防が可能であるということが現在わかってきております。しかし、世界101カ国でこの、101カ国以上で承認されている予防ワクチンがまだ日本では承認されていません。しかし、ことしの秋には承認される見通しだと新聞に掲載されておりました。

また、検診の受診率についても今答弁がありまして、平成18年度から20年度までの受診率、乳がん、子宮がんと受診率が今答弁ありまして、大体13%、14%というところで大体横ばいだなと、少しずつは上がってきているけれども、横ばいなのかなというふうに今聞いておりましたけれども、この検診についても欧米では7割から8割という方が検診されているということで、日本では全体的に見ても2割前後ということで、欧米から見ても極めて検診の受診率が低くなっております。欧米では、この検診は受けなければ損だという、そういう常識があるそうですけれども、日本ではまだまだそこまでいなくて、検診に行ったことがないという方が本当に私の身近でも多いのですけれども、この若いときからの検診の受診率を上げていくことが子宮がんについては治癒していけますし、乳がんについても早くに発見されれば元気になっていかれるということだと思います。

それで、また乳がんについても先ほども年々増加しているという答弁がありまして、私の身近な方もここ二、三年で3人ぐらい身近な方が手術されているのですけれども、皆さん検診がちょっと受けていなかったみたいで、自己検診で見つかったと。しこりが触れて、それで手術された方々ばかりだったのですけれども、早かったので、お元気になられたのですけれども、とにかくこの検診の受診率を上げていくということが今すごく大事ななと思います。乳がんについては、なぜこういうふうに年々増加しているにもかかわらず受診率が、乳がんについては受診率、罹患率、死亡率ともに上昇しているのですけれども、受診率が低いということで、これマンモグラフィー検診の普及のおくれと、それから受診率の低さがその原因で、乳がんについては平成17年度では約4万1,000人の方が乳がんと診断されて、残念ながら約1万人が亡くなっているということで、やはりマンモグラフィー検診の普及のおくれと受診率の低さが原因だということで、受診率を上げていくことによって早くに発見して死亡する方も少なくなっていくのだなというふうに思います。

そして、今受診率とともに取り組みについても答弁いただきまして、土曜日に受診できるようにしたり、またはがきを節目ごとにはがきを出していただいているということで、

保健、砂川市の保健活動も見ましたら、やはりはがきを出している年齢の方、若い方で25歳で103人の方に出して4人の方が受診されたということで、やはりはがきの効果というのはあるのだなというふうに思います。何もはがきいただかないよりも、個人的にはがきをいただくことによって、少ない人数ですけれども、やはり受診する方がふえていくのだなという、そういうはがきの効果というのはすごくあるのだなということを今答弁聞いていて思いました。

それで、今回国の政策である無料クーポン券を発行するという事柄なのですが、これも節目ごとにはがきを出して無料で検診できるようにするという事で、受診率を上げていく効果に、効果が上がっていくことになるのではないかと思います。それで、ぜひこの国の政策である無料クーポン券の事柄については、これから詳しいことが国のほうから出されると思いますけれども、できるだけ早くに準備をしていただきたいと思います。

2回目の質問なのですけれども、検診の受診率がずっと18年から少しずつは上がっていますが、横ばいだということで、今罹患率、死亡率とも乳がんでは年々増加しているということなのですけれども、この受診率が余り上がっていない、横ばいだということについてのお考えをどのようにお考えか伺いたいと思います。

それから、2番目の質問なのですけれども、国では平成18年度に策定したがん対策推進基本計画では、平成23年度までにがん検診の受診率50%以上にするという目標を定めていますが、砂川市としての今後の取り組みについて伺います。やはり目標を持って進めていかなければ、なかなか受診率は上がっていかないのではないかと思いますので、今後の取り組みについて伺います。

それと、がん検診のことなのですけれども、先ほど土曜日に設定していただいたり工夫していただいているのですけれども、奈井江町に住んでいる方ががん検診1日に、1日で全部の検診が受けられるのだというふうにお聞きして、ちょっと調べてみたのですけれども、奈井江町では胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんが1日で全部受けられる体制になっていました。砂川市の場合は、特定健診のときに胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんが希望すると受けられるようになったので、今までよりはがん検診受けやすいと思うのですけれども、子宮がんと乳がんについてはそれぞれ別々の日に申し込みするようになっております。広報にお知らせが出て、それでそれぞれ申し込むのですけれども、子宮がんは子宮がんで申し込み、また乳がんは乳がんでまた別な日に申し込むということで、私も検診受けているのですけれども、一緒に受けた方から乳がんと子宮がんと同じ日にできないのだろうか、そうすると受けやすいというのです。その方は、家族で家族の方を介護しながらの方だったので、なかなか時間をとって、家で本当につきっきりで介護されている方、家族の介護をされている方だったので、なかなか時間をとって来るというのが大変で、乳がんと子宮がんが同じ日だったらいいのにねとお話しされていた方がいるのですけれども、それと子育て中の方は子供さんを預けて検診に来

られるわけですがけれども、できれば乳がんと子宮がんと同じ日にできればもっと受けやすく、受診率も上がるのではないかなと思います。そういう両方一緒の日にするということは、今後できないのかということをお伺いします。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員の2回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

吉浦やす子議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君 3点のご質問がございましたので、ご答弁をさせていただきます。

まず、受診率の状況であります。現行横ばい状況となっていると、そこでやはり率を上げるために行政としてというご質問でありますけれども、1回目のご答弁で申し上げましたけれども、受診率の向上に向けて、ある種検診料に補助を出して負担の軽減を図っているのも一つの方策でありますし、また5年ごとの節目となる年齢の迎えた方に個別に勸奨のはがきでご案内するといったこと、またこのがんの関係につきましては乳がん、子宮がんに限らず、広報すながわによりましてそういった予防も含めて、あるいはその検診の必要性も機会をとらまえて数多く、ある種数多く広報しているというような状況であります。いずれにいたしましても、この検診につきましては市としても予防の観点から、そして早期発見、そして早期治療につなげていくという面ではやはり検診が最も有効であろうというふうに認識しておりますので、これまでしてきたことを引き続き実施するとともに、広報すながわでの活用も図って十分市民の方々に健康というものを意識していただいて、検診の必要性というものを意識していただけるように広報活動にも重点を置いて実施してまいりたいというふうに考えております。

また、2点目に国のがん対策推進基本計画、ここで50%と。この50%につきましては、乳がん、子宮がんに限らず、がん検診についてそれぞれおおむね半数といえますが、対象者の50%を目標にということの計画であります。そこで、先ほど検診率、対象者数申し上げましたけれども、特にこの乳がん、子宮がんで過去の経過でありますけれども、受診されなかった方についてアンケート調査を市で行った経過がございます。そこにつきましては、私は市で実施しているけれども、他の機関でもって検診をしているのだという方が、実はその対象者数のおおむね20%程度の方が自分で検診を受けていますという状況もございます。また、市でとらえている対象者数なのでございますけれども、年齢で女性をまず割り出しまして、そこから国勢調査でいうところの働いているご婦人、その方は

一応対象外、農家の方は別ですけれども、通常会社、企業等に働いている方は会社の責任でというのをごさいますて、この対象者から外しているというような状況もごさいます。そのようなことから、この私が申し上げた受診率については十何%と。低いかというようなとらえ方もごさいますけれども、先ほど申し上げた自分で他の医療機関で定期的に受けている方がおおむね20%おられると。また、この受診率につきましては、会社、企業等に勤めている方については会社、企業の責任において検診を受けているというようなことをごさいますので、率としては若干低目にとらえられそうをごさいますけれども、いずれにいたしましても市で実施する検診については、やはり総体的にいろんな機会を含めて50%程度にいくように市としては努力をしてまいりたいと考えております。

また、奈井江町のお話をごさいましたけれども、前段申し上げますのは、市といたしましては現在乳がんと子宮がん検診、これにつきましては年に2回対がん協会にお願いしまして、同時に乳がんと子宮がんが受けられると。そのほかに対がん協会につきましては、乳がん検診単独でというお願いを1回しております。これにつきましては、対がん協会といろいろ交渉するのでごさいますけれども、対がん協会のスケジュールといたしましては、砂川市におきましては年3回、いろいろ調整の上、訪問するのが年3回が限度であるというようなことから、まず対がん協会にこの乳がん検診をお願いして、そのうちの2回については乳がんと子宮がんを一緒に受けられる、そういう体制をとっております。また、働いているご婦人ということ意識して土曜日にも1日設定をしているという状況であります。そのほかに市立病院にお願いしまして、子宮がん検診、これを子宮がん検診単独で2回行っているというような状況であります。そこで、奈井江町ですべてのがんを一度にということを行っているということも担当のほうでは承知をしておりますけれども、ここにつきましてはそのことで便利だよという方もおられるのですが、実は待ち時間が長いとか、あるいは場合によっては、すべてのがんの検診はあるのですけれども、私はこのがんとのがんの検診の2つだけと、あるいは私は1つでいいのですというようなことから、若干待ち時間、あるいは調整が難しく、どうせだったら2つのことをやってもらえれば、2つ一遍に1日で済むのだけれども、でも随分時間がかかるというようなこともあるというふうには聞いております。これは、メリットもあれば、デメリットもあるというふうに考えております。いずれにいたしましても、この検診を市としては推奨している以上、医療機関でありますとか、ただいま申し上げました対がん協会でありますとか、そういうところと調整いたしまして、やはり受診する方が受診しやすい体制というものを今後とも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、今年度におきましてはこの検診計画、対がん協会あるいは市立病院等々とお話をしましてこのような日程で固まっておりますけれども、次年度以降につきましてもこういった現状も踏まえた中で、よりその検診率を上げるためにはどうあるべきかというようなこともいろいろ調整を図ってまいりたいというふうにごさいます。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 では、3回目の質問をさせていただきます。

新経済対策に女性のがん検診ということで、今無料のクーポン券が配付するという事で、これから詳しいことが決まるということなのですが、なぜ新経済対策が女性のがん検診なのかなと思ひまして調べましたら、この新経済対策の目標は安心と活力だということです。女性が安心して社会で活躍していくことが活力にもつながり、少子化対策にもつながるということで新経済対策に女性のがん検診が盛り込まれたということです。今回のこの無料のクーポン券配付については、今後詳しいことが出されてくると思ひますけれども、ぜひ早目に準備をしていただきたいと思いますというふうに思ひます。

また、今意識が低い中、少しずつですけれども、乳がんに対しても子宮頸がんに対しても市民の方の意識も変わってきているということを感じます。テレビのドキュメンタリーでも「余命1ヶ月の花嫁」という、そういう番組がありまして、そういう放送もされて反響を呼んでいましたけれども、この番組でも乳がんで24歳の若さで生涯を閉じた方のお話でしたけれども、こういう番組があったりするためか、少しずつ乳がん検診に対する意識も変わってきたのではないかなと思ひます。

また、砂川には乳がん友の会というのができておりまして、杏の会というのですけれども、砂川の市立病院の中に事務局がありますけれども、滝川とか赤平、美唄などから治療先の病院も異なる方々約20人が登録しまして、3カ月に1回例会を持って、砂川の市立病院のお部屋を借りまして、外科の先生と看護師も参加して相談を受けたり、情報交換をしたりしております。その杏の会の方々も自分のことだけで悩むのではなく、自分の体験を通して早期発見、乳がんの早期発見をしてもらいたいということで、そして乳がん検診を呼びかけていこうとあって、砂川で健康まつりが行われていたときに、毎年健康まつりの会場に杏の会の方が来られて、乳がん検診を受けて下さいということで、自分の体験を通しながら早期発見が大事ですよということを毎年のように健康まつりに来られて呼びかけてくださってございました。そういったことで、市民の方も一生懸命この乳がんに関しては啓発活動をしてくださっております。

また、娘さんを乳がんで亡くしたという方からお話を聞いたのですけれども、もっと早く検診を受ければよかった、それで残念でならないというふうに会うたびにお話を聞かされることがあるのですけれども、そういった悲しい思いをする人も、する人を一人でもなくしていきたいというふうに思ひまして今回質問したのですけれども、またいろんな啓発運動をされている中にピンクリボン運動というのがあるのですけれども、私もピンクリボンをきょうつけてきたのですけれども、時々このピンクリボンをつけている人を見かけますけれども、これはピンクリボン運動とあって乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを世界の女性たちに伝える運動です。こういう胸元にピンクのリボンをつけることで定期検診を促し、乳がんに対する意識を高めていくことが目的でこういうピンクリボン

運動というもあります。そういうことで、いろんな方々が啓発活動をやったり、そういう運動をされたり、乳がんについてはそのように皆さんが何とか早期発見してほしいというところで運動しています。

また、子宮頸がんについてもワクチンが今承認されれば、検診とワクチンで100%治る、治癒していくということで、この女性特有のがんについては、乳がん、子宮がんについては今回の新経済対策の活用がすごく受診率向上につながっていくというふうに思います。

それで、最後ですけれども、毎年9月はがん征圧月間というふうになっています。今回こういう新経済対策の中で女性のがん検診についてはいろいろ取り組みが打ち出されておりますので、ことしの9月こそ、がん征圧月間ということで市民の皆さんも一生懸命啓発活動やっていますので、がん征圧月間、今までにないがん征圧月間にしていくべきではないかと思うのですけれども、その点について最後にお考えを伺います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 前段国でのそういった節目に対する方々の支援策として、恐らく今年度にそういったクーポン券の発券による無料による節目での検診というのが多分行われるということで想定もしております。そのようなことから、その際には検診手帳も引き渡すと。その検診手帳には、やはり検診の重要性といったものも、ただいついつ検診しますというだけでなく、そういったPRも兼ねているというようなことですから、そういった集中したPRと9月ががん征圧月間ということですから、これはまた従前に引き続きまして広報紙での、やっぱりがん検診の必要性といったことも広報紙でもってお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、通告に従いまして、大きく2点について一般質問をしてまいりたいと思います。

まず、大きな1点目でありますけれども、父子家庭への支援についてであります。ひとり親家庭とは、母親が子供を育てている家庭の母子家庭、父親が子供を育てている家庭の父子家庭と言われております。ひとり親家庭の全国の状況は、父子家庭が約20万世帯、母子家庭が約151万世帯とされております。平成18年度に厚生労働省全国母子世帯等調査で報告された内容によると、父子家庭は平成13年に比べて約2万5,000世帯の増加で1.14倍となっているところであります。現在では、母子家庭へのさまざまな支援をする制度がある中、父子家庭への支援がないと言われており、ひとり親家庭として同じように子供を育てている父子家庭への同じような支援があってもよいのではないかと考えます。

そこで、次の2点について伺います。小さな1点目として、砂川市内の父子家庭の数、相談件数などの状況はどのようになっているのか。小さな2点目として、母子家庭と父子

家庭では支援策はどのようになっているのかについてお伺いします。

次に、大きな2点目として、消費者相談への対応についてを伺います。国では、消費者行政を一元化する消費者庁設置関連法が5月29日に参院本会議にて全会一致で可決、成立しました。政府は、消費者庁設置を行政のあり方を生活者重視に大きく転換していく突破口と位置づけているとされ、消費者行政に関する政府全体の司令塔として今秋、ことしの秋にも発足すると報道されました。また、これも報道によってですけれども、北海道では業者との紛争解決にも対応できる消費者相談窓口を道内の全市町村に設置する道消費者行政活性化計画案が策定されました。砂川市においても3月定例議会での市長の執行方針で消費生活相談窓口の充実を図っていくと述べられ、消費者行政活性化事業として予算に計上されたところでもあります。今後砂川市は、消費者相談窓口の充実と体制を具体的にどのように取り組んでいくのかについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 大きな1と2についてご答弁を申し上げます。

初めに、大きな1の父子家庭への支援についてご答弁申し上げます。近年は、若い人の結婚や離婚に対する考え方の変化などもあり、離婚件数が増加するとともに、母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭も増加傾向となっております。中でも、最近ではひとり親家庭の親の若年化や父子家庭が目立っている状況でもあります。ひとり親家庭の生活状況は、子育てや生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、生活が大きく変化し、日常生活面でもさまざまな困難があるものと考えております。

ご質問の（1）、市内における父子家庭の数、相談件数等の状況についてであります。現在まで父子家庭については独自の一斉調査等を行っていないことから、正確な数値ではありませんが、把握している世帯としては20世帯を超える状況であります。また、平成17年の国勢調査結果においては18世帯となっております。

次に、相談状況についてであります。ひとり親家庭からの相談は家計、育児、仕事、住居などさまざまな相談に応じておりますが、父子家庭における相談はほとんどない状況となっております。

（2）の母子家庭と父子家庭では支援策はどのようになっているのかとのご質問であります。ひとり親家庭としての母子家庭に対する支援は、手当等の支給について児童扶養手当、児童手当など、貸付制度では母子・寡婦福祉資金貸付金があり、このほか就労支援としての母子自立支援教育訓練給付や保育料における軽減措置などがありますが、そのうち父子世帯への支援については児童手当、保育料の軽減措置などが対象であり、国の制度においてはひとり親対策でも母子家庭のみを対象とする支援に限定されているものもあります。最近の深刻な景気後退により、雇用環境は一段と厳しさが増し、給料水準の引き下げや人員削減など、父子家庭における父親の収入状況も変化している状況にもあり、経済

的に困難な方がいることは承知しておりますが、全国的な問題であると認識しております。母子家庭に限定した国の制度を父子家庭についても拡充いたしますと、全額が自治体負担となり、財源的な問題も発生することとなりますが、父子家庭が現在抱えている問題等を検証し、どのような支援が必要であり、それにどう対応できるか検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな2点目の消費者相談への対応についてであります。本市の消費相談窓口の体制であります。現在市民生活課生活交通係の職員が他の業務との兼務で紛争のあせん等も含めた相談業務を行っております。また、平成14年10月には砂川消費者協会が設立され、消費問題についての相談を行っており、相談員の基礎知識向上のため、毎年講習を受講していただいているところであります。本年度におきましては、新規事業として消費者行政活性化交付金を活用し、消費生活相談の啓発活動等を実施しているところであります。お尋ねの道消費者行政活性化計画案につきましては、現時点では正式な計画とはなっていないため、市町村がその内容を知り得るのはまだ先になるものと考えておりますが、内容が確認できましたら、実施の可能性につきまして十分に内容を精査し、検討いたしたいと考えておりますし、現状におきましても悪質商法や振り込め詐欺などの手口が年々巧妙化しており、従前にも増して事件の未然防止を含めた消費生活相談の充実が必要であると認識しております。今後の消費者相談窓口の充実と体制につきましては、国の消費者庁設置や北海道の計画策定の状況を見きわめながら検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、再質問ということで行ってまいります。

まず、父子家庭の支援についてということで今ほど答弁をいただいたところであります。私がまずお聞かせいただきたいということで、父子家庭の砂川市内での数については、具体的な調査ということについては言及できないのしょうけれども、おおむね20世帯を超える父子世帯の方たちがいらっしやると、なおかつ国勢調査に基づいていくと18世帯ということであるということではわかりました。また、相談件数等についてはほとんどない状況であるということでもあるという答弁をいただいたところであります。そして、母子家庭と家庭、父子家庭での支援策はどのようになっているのかについても、強いて言う母子家庭自体も私はもっと充実していかなければいけないというふうに思っておりますけれども、今回はやはり父子家庭、父親が子育てをしているといったところに少しでも光を当てていただきたいなということから質問しておりますけれども、これは残念ながら国の考え方もありますけれども、母子家庭の中にはさまざまな支援制度があるというのは、これはずっとさかのぼっていった法律にもものっておりますから、なっているのですけれども、残念ながら父子家庭については児童手当等がありますけれども、児童扶養手当、また母子・寡婦福祉資金貸付制度等はないと。なおかつ、保育所の保育料の軽減については、

父子家庭においては実施されているということでも答弁を通しながらわかってまいりました。

そこで、いま一度この父子家庭というもの、父子家庭の皆さん、要するに全国的なことを含めながらどのような状況になっているのかということをお話をさせてもらいたいと思います。今回は、平成18年度に厚生労働省全国母子世帯等調査というものが行われたその結果報告というものを、これは厚生労働省含めながら調べていくと出てきた数字でもあるのですけれども、先ほど今の経済情勢、社会情勢も部長のほうからお話ありましたけれども、父親の就労状況というのが、おおむね父子家庭の父親は97.5%は就労されているのだということわかってきております。また、雇用形態についても、常勤雇用が72.2%、事業主においては16.5%、臨時、パート、派遣が6.2%ということの就労状況でありますけれども、事父子家庭としてひとり親になった後には5%の父親が常勤から非正規へとになってきているということもこの報告書を通しながら私はかいま見させていただいたところであります。また、各世帯の平均世帯収入についても、全国的な部分での全世帯平均収入が563万円の中を母子家庭平均収入が213万円、父子家庭平均収入が421万円という状況にもなっております。そして、この平均世帯収入というものを父子世帯の父の年間就労収入の構成割合、これは平成18年ということで、ここからも調べていきますと、300万円未満が37.2%も占めている、100万円未満が4.3%を占めているという、決して母子家庭と父子家庭の平均収入が母子家庭と比べてもはるかに多いことは多いのですけれども、ただ就労の部分含めていくと、決して裕福な部分で生活をしているのではないなということを実感させているところであります。そして、父子世帯、ひとり親、父子世帯であり、またひとり親等ということでの本人が困っているということで、先ほどの答弁の中にもあったかと思うのですけれども、これもやはり社会情勢の変化なのでしょう。平成18年のこの報告を通してみますと、家計に対することがやはり40%を占めている。残念ながらこれ3年前のときは家計については31.5%で、この家計よりもさらに困っていることの1番目に挙がっていたのは家事だったのです。家事って家の生活のための。それが34.6%が3年後になると、この家事というのは27.4%に下がってしまって、まさに家計のほうに40%という占める率が多くなってきている。これは、まさにひとり親家庭である、また父子家庭自体も決して今のこの社会情勢を通しながら生活にゆとりを持ってやっていないのだなと、困窮しているところが見え隠れしているのだなということをお話をしながら私は感じさせていただきました。そういったところから、父子家庭自体がいろんな支援がない、少ないと言われるゆえんというのがまさに今の私が平成18年度厚生労働省の報告であったように、父子世帯の年収が平均で421万円が母子世帯が213万円より高いということが挙げられていることが父子家庭の支援が今まで余り叫ばれなかったのかなというふうにも思っております。

しかしながら、全世帯平均、先ほども話しましたけれども、563万円の全世帯平均を100とした場合、父子世帯は75という数字で、決して全世帯平均までは届いていない、決して収入が多いとは言えないということも先ほどの報告を通しながらわかっていたのか。さらには、先ほどおっしゃったように、年収の関係も全体の37%が300万円以下であると。こういった生活を強いられているところ、先ほど部長からも答弁がありましたように40%、困っていることの部分で家計が挙げられているということは、やはりこういった社会情勢、経済情勢が特に急速にそういった方向に進んでいるということをかいま見ているところでもあります。こういったものを通しながら、父子家庭、そして母子家庭もそうなのですけれども、1人の収入によることと子供の養育や生活を抱えたままで仕事をする事自体に大変な難しさがあるのだということをかいま一度考えさせて、考えさせられるところであり、なおかつ子育てと仕事の両立が非常に難しく、安定した就労や収入の増加を望むことができなくなってきているのだということがわかってきたような気がしております。そして、母子家庭においては、先ほど市のほうには父子家庭についての相談はほとんどないということなのですけれども、母子家庭については砂川市の事務報告を通しながら見ていきますと、相談件数については母子家庭で平成19年で35件、平成20年では29件ということで、ちょっとさかのぼりますけれども、砂川市の母子家庭の状況というのが平成19年で272世帯、平成20年で271世帯ということで母子家庭の世帯と今現在把握している父子世帯の数の比較しても圧倒的に母子世帯が多いということは、これは周知の事実なのかなとは思いますが、ただそういった中を通しながら、母子家庭では全国的なこの厚生労働省の報告を通して80%近くの母子世帯の皆さんは相談相手がいる、しかしながら父子家庭では相談相手となることについては60%まで満たないというのも、これは状況であります。なおかつ、相談相手がないと答えた母子家庭の倍近くを父子家庭では相談相手をするところがないというのも現実ではないかなというふうに、こういった報告を通しながらいま一度父子家庭の実態というものが少しずつ見えてきたのかなと。

そこで、2回目の質問になりますけれども、やはり先ほど正確な形での父子世帯、父子家庭を把握でき得ていないのだなというふうに私は考えておりますので、こういう機会にぜひ今後父子家庭の実態調査というものをしていっては、していくべきではないかなと。その実態調査については、例えばアンケートを通しながらもありますでしょうし、どのような砂川市内の実態になっているのかなということをかいま一度把握するための実態調査をすべきであるというふうに思いますが、このことについてもどのような考えを持たれているのかお聞かせいただきたいと思っておりますし、それと父子家庭の皆さんが相談件数についてはほとんどないのだということでもありますけれども、そういったことではなくて、やはり父子家庭の方たちがどこに相談していいののかということもあるのではないかなと。であれば、やはり市の窓口に対しても相談ができますよといったPRも含めながら

ろんな形で父子家庭、いらっしゃる方たちに対して前向きに支援をできるような、そんな窓口としてはきちっと設置すべきではないかなと思うのですけれども、この辺の考え方も聞かせていただきたいなというふうに思います。

それと、3つ目に、やはり私は砂川市自身も、自体も父子家庭に対しての独自の政策、施策が必要ではないのかなと。ただ、先ほど聞いた中では、全額自治体負担になるのだろうと。これは、やはり国自体が、国自体の制度が変わっていないからなのだろうと。例えば児童扶養手当については、国からの補助ももらいながら、そして児童扶養手当をということで出してはおりますけれども、残念ながら父子家庭についてはそういったところはありません。であれば、私は実態把握をした中で砂川市としてのできる支援というものをしっかりと考えていくべきではないかなと思います。これは、全国の中でも先進的にやられているのが栃木県の鹿沼市というところがやはりこの父子家庭への支援を全国的に先駆けてやられているところであるようです。なおかつ、それぞれのまちによって独自の施策、事業を展開しておりますけれども、その中には母子家庭にしている児童扶養手当に近いような形の児童育成手当という形もあれば、あるまちにおいてはそういった形ではなくて児童扶養手当のほどの金額ではないけれども、父子家庭、要するに父子手当というような施策も行われているようであります。これは、調べていきますと、主に全国で約202の自治体で父子家庭に対する独自支援ということでの施策、事業を展開しているようです。これは、全国の市町村の約1割程度でありますけれども、そういったところにも光を当てながら努力しているところがあるということがありますので、こういったところも含めながらどのような考えをされているのか、2回目お聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

続いて、大きな2点目でありますけれども、消費者相談への対応ということで、まさに法律も通ってことしの秋には消費者庁が設置されると。そして、これは私も新聞報道でしか残念ながら把握し切れしておりません。その新聞報道を見ていますと、全市町村に消費者窓口を設置して充実していこうということの報道になっておりました。そういった中で砂川市の相談件数ということで、これももう平成20年度の事務報告書を見させていただいたら、もう既に記載されておりましたけれども、主に消費者関係、そして砂川消費者協会との連携を対応もしながらということですのでけれども、砂川市の相談件数自体が平成19年度で41件、平成20年度で32件ということ、そして新聞報道を通してみますと、平成19年度、2007年度が北海道、市町村、北海道、さらに市町村へ寄せられた苦情、事故情報等などが約5万6,000件を超えているということで、道が計画策定の案として出てきているのは、やはり消費者相談窓口を設置したことによって、その相談業務をしっかりと受け答えをして対応できる専門家も含めた相談窓口なのかなというふうに私はその新聞報道を通しながら感じさせていただきました。これは、なぜかという、消費生活アドバイザーなどの専門家を配置し、業者との仲裁、紛争解決までできた道内の市町村が8

2市町村、全市町村の46%であると。残りの98市町村のうちの71市町村が一般職員がクーリングオフ制度の説明など簡易な相談しか受けられていない、さらに27市町村は道などの他の相談窓口、道に北海道消費者総合センターでしたか、そうした消費者相談窓口としてのセンターがあるということなので、恐らくそういったところへの相談業務、項目を伝えてということなのかなと思っておりますけれども、そういった状況であるといったことをもう少し充実した中でやっていってはどうかということによって北海道の新計画はなっているのかなと思っております。私は、やはり消費者相談というのは、砂川には消費者協会という組織もありますけれども、やはり市としてできるところにはさらに積極的に消費者相談窓口というものを充実をさらにしていかなければいけないのかなと。それは、どういったところかなというと、やはり専門的な知識を持ってしっかりとその場で対応できる、相談業務を受け答えできるといった職員を今まで以上に養成しながら、必要ではないのかというふうに思っているところであります。

そういったことを含めながら、いま一度この消費者相談のことについてまず聞かせていただきたいのですけれども、1点目に、砂川市の場合は相談を受けた、受け付けた後は専門的な場合は弁護士とも協力しているというふうにもお聞きしておりますけれども、強いて言うと砂川市としては道の消費者センターなどの他の窓口へあっせんというか、こういう相談があったのだけれども、どうしたらいいだろうかということを含めて、そういったところが主に行われているのかどうかということも聞かせてもらいたいと思いますし、それと今後も含めてなのですけれども、先ほどお話ししたように、私は専門的な知識を持っている方が必要ではないかということで、消費生活アドバイザーなどの専門家を配置できるような相談窓口を目指してほしいのですけれども、この辺の考え方をどのように思っているのか聞かせてもらいたいと思います。

そして、そういう、そのような専門を置く、設置するということは、養成して育てていかなければいけないということもあるでしょうし、またはそういった資格を持っている方を市の窓口配置ということになっていくのかなと思うのですけれども、ただ配置といってもやはりこれは人件費も含めながらお金のかかることでもあるのかなと。そういった場合に私なりに新聞報道にも載っていて私も同じような考えをさせてもらったのは、例えば単独の自治体だけでできないのであれば、砂川市の近隣も含めながらこの消費者窓口、相談窓口というものを充実しながら、近隣の市町ともあわせながらそういったことを実施していくということもある部分では専門家を置いたときの人件費含めて、またその事務所といたらないのでしょうか、相談窓口を運営していくに当たっても皆さんで分かち合いながらできるのかなと。そうすることによって、さらにこの地域全体が消費者相談についても対応できるのかなというふうに思っているところであります。やはり先ほどの部長の答弁ではありませんけれども、今の相談窓口業務が多様化してきているのだなというのは見えてきています。道の消費者センターのデータでも昨年、平成19年のデータよりも、1

8年のデータと比べても19年のが件数が若干減っているというふうになっていました。ただ、商品の関係のこととか、苦情だとか問題もいろいろあるのですけれども、やはり今の社会情勢の中での情報通信の関係含めて、そちらのほうが少しずつふえてきているということも聞いております。強いて言うと、携帯電話だとかインターネットを使ってのワンクリック詐欺のような形だとか、見てもいないところの関係で不正請求が回ってくるだとか、そういったことがどんどんふえてきているような話も聞いております。そういった中では、今のこの社会情勢も踏まえながら対応できるというような専門家が相談窓口にいなければいけないのかなと思っておりますけれども、まずは今質問した関係で2回目の答弁をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員の2回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

沢田広志議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君 まず、父子家庭の関連でありますけれども、3点ご質問がございました。1点目は、父子家庭の関係ではアンケート調査も含めてひとつ実態調査ということすべきでないかという点と、2点目につきましては父子家庭の相談をどこにするのだということをやっぴりはっきりすべきでないかということでございます。また、3点目には、父子家庭に対する独自の施策というのでも検討してはどうかというお話であります。

そこで、1点目のその実態調査と、それから2点目の相談の場所ということにつきましては関連性がありますので、まとめてといたしますか、関連してご答弁を申し上げたいと思います。まず、この父子家庭、おおむね18から20、また20を超えているのでないかという状況でありますけれども、ここにつきましては一斉調査もしていません。また、そういった申告も受けておりませんので、正式な数は把握できませんけれども、いろいろと住民異動の際のそういった状況だとか、そういうような中で我々としては把握できるものは把握しようということで、おおむね20程度でないかなとは思いますが、場合によってはそれ以上恐らくいるのでないかなというような推測もしております。実態はつかめておりません。そんなような中からの実態調査でありますけれども、実態調査をいたしまして、今父子家庭として一体どういうことに困っているのか、あるいはどんな問題を解決してもらいたいのか、主眼としてはそういうところにやっぴり実態調査アンケートというのはあると思うのです。プライバシーもありますから、個人的にそのお宅については父

子家庭だというようなことでもって調査というのはなかなかできません。したがって、やはりまず相談を受けた中でどういったことで父子家庭の方が問題をお持ちなのか、悩みをお持ちなのか、そういった把握に努めるべきでないかなというふうには考えています。

そこで、母子家庭については、福祉事務所の中に母子自立支援員という嘱託職員を配置いたしまして、母子家庭が抱えるそういった悩み、問題、相談にいろいろ応じています。これらにつきまして、やはり母子、父子ともひとり親ということでは当然何かそういう子育てでのひとり親としての相談があれば、当然今配置している嘱託の母子自立支援員がそういった相談も受けるという状況になってくると思います。また、現実はそのような相談があれば、現在配置している職員がそういう相談を応じることとなっております。いろいろ子育ての関係の相談につきましては、子育て支援センターでありますとか、あるいは保育所でありますとか、あるいはふれあいセンターでありますとか、そういった中でいろいろ個々の相談に応じていますけれども、まずそういった母子、父子に関する相談の全庁的な窓口としましては、福祉事務所で配置している母子自立支援員がその任務に当たるものと考えております。したがって、この母子自立支援員が母子家庭のみならずそういった父子家庭の相談も十分対応しています。何か相談事があれば、福祉事務所にお越しくささいといったこと、いま一度父子家庭を大きくとらえた中でPRをして相談体制を整えていきたいと。そういった中で父子家庭の相談を受けて、父子家庭として家計でありますとか、育児でありますとか、あるいはお子さんに対する栄養でありますとか、そういった問題もいろいろあるかと思っておりますけれども、まずは相談をする場所はここですよということをお広くPRして、その中でいろいろと相談を受ける中で父子家庭として主に今一番悩み、そして解決してもらいたいのはどういうものなのか、そういったものを把握してまいりたいというふうには考えております。

また、父子家庭に対する独自の施策ということで議員のほうからある種先進事例、育児育成手当、あるいは父子手当というようなことで202自治体ほどがそういった独自の父子家庭に対する施策を施しているということがございます。私どももいろいろ調査いたしましたけれども、道内では現在父子家庭に拡大をして母子家庭と同様のというケースは見当たりません。しかしながら、現在国におきましては児童扶養手当、これについてはご承知のとおり所得制限はありますけれども、国においては現在児童扶養手当については母子家庭のみという制度でありますけれども、これを何とか父子家庭にも拡大できないものかというようなことで国で論議をしているという状況にもあります。そのようなことから、母子あるいは父子というのでなくて、ひとり親ということでそういった国の制度としてもそれぞれ充実の方向で検討がされている状況であります。

また、先ほどお話ありました母子・寡婦福祉資金貸付金でありますけれども、これは道の制度でありまして、市町村を経由して北海道に申請し、北海道から申請者に対し貸付金が、またその照会に当たってはご本人から北海道のほうに直接ということがございますけ

れども、これらも先ほどお話あったとおり、議員のほうからは現在の父子家庭の状況としてはやはり家計というものが非常に厳しいと、あるいは家計ということが一番の悩みであるというようなお話でもございます。これ可能かどうかは別にいたしまして、まずはこういった制度での事務担当会議というのもございますから、まずは事務レベルでそういった北海道が主宰する会議の中でそういった父子についてもこの制度をやっぱり拡大していく時代に来たのではないかというようなことをひとつ取り上げていって、何とか収入の面での貸付金につきましてそういった父子までの拡大の可能性はあるのかなのか、まずはそういった会議を通していろいろと状況等の改善に向けた努力をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、消費者相談の関係では、大きくやはり相談体制の充実ということで消費生活アドバイザー、そういった方を専門的にやっぱり配置をして相談体制の充実を図るべきでないかということとあわせて、道の計画案によるところのやはり一自治体ということではなかなか取り組みが難しいとすれば、やはり近隣の市町と共同してそういった相談窓口センターを設置というようなことでもございます。この消費生活アドバイザーでございますけれども、これにつきましてはやはり資格が必要であるということで、これまた大変厳しい資格のようでもございます。消費生活アドバイザーにつきましては、経済産業大臣の認定を得て財団法人日本産業協会が実施する技能審査に合格してということでありまして、また条件といたしましては1年以上そういった業務に従事をする、あるいは先ほど申しました協会が実施する実務研修、これらを終了しなければならないということですから、技能の審査の合格というのもありますし、一定の要件として経験もあるというようなことでなかなか、消費生活アドバイザーを市町村で配置をするというのはなかなか難しいのではないかなというふうに今は考えています。

そこで、現状でございますけれども、当然市なりでそういった悪質商法を含めて事例を相談を受けてどのような解決するのかということでもございますけれども、行政といたしましてもご本人からいろいろ事情を聞いて、困難な問題につきましては現在各支庁に配置されております消費生活相談推進員、そういった方に困難な事例を照会いたしまして、そしてこういった解決方法というような助言をいただきまして、それぞれそういった案件に当たっているという状況であります。現在市でやはりすべてを処理できるという状況でもございませんから、道のこういった消費者生活相談員のカモかりて問題に対応しているところでございますけれども、当分の間はやはりこういったことでいくのだろうと思えます。ただ、お話ありましたそういった近隣市町との連携、これらにつきましても北海道で示されました北海道消費者行政活性化計画案、これについては6月2日に道が示したということでもありますけれども、これを確認いたしましたところ、6月2日にこの計画案を道議会に示したという状況でありまして、この案についてそれぞれ議論が、ご議論いただいて、成案化されて、計画として各市町村にその案なるものが、計画がおりにくるというよ

うな状況だと思います。これら道で今進めております消費者を守るという観点からのこの活性化計画、これをやはり十分その内容を見きわめて市町村としてどんな対応しなければならないのか、どこまでの対応をしなければならないのか、それがやはり一自治体でなかなか無理とすれば、やはりそういった近隣の市町と共同でそういった相談センター的なものを設置できないのか、そんな検討にもなるのかと思います。いずれにいたしましても、今後の消費生活の相談の充実につきましては、北海道の計画と、成案化になりましたら、十分それらの内容を検討の上、実施するものは実施していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、最後の質問になるかと思えます。

初めに、消費者相談、すべて答弁いただいておりますけれども、消費者相談のことについて先にお話をさせていただきたいなと思えます。まずは、私はできる限りやはり地元で相談業務として充実をしていくということは、相談をしてこられた方たちがそこにいるんな形で完結できるような相談になってほしいというのは私の望みであります。そういったことから、消費生活アドバイザーという持っている専門の方、この消費生活アドバイザーというのは本当に結構歴史が古い資格であり、かなり厳しいというのは知っております。もう昔若いときからあったというのは覚えていますから、ただこの方がいらっしゃるとう相談業務というのは大半のことが対応できるのだなというのは何となくずっとこう長い間思っていたものですから、今回の報道見ても消費生活アドバイザーという文言が出てくると、やはりそこに行き着くところがあるのかなと。ただ、事この人方だけで終わることではなくて、砂川市自体も実態としてやっぱり専門分野になれば弁護士の方とも相談しているという話も聞いておりますから、やはり弁護士さんとか司法書士さん、行政書士さんといった部分での専門家との連携をとりながらの相談業務ということには、今現在の相談業務の内容自体が多岐にわたってきている以上はそういったところにも踏み込んでいかざるを得ない、またそういった形が体制として必要になってくるのかなというふうにも思っております。そういった部分でも消費生活アドバイザー等含めた専門家の配置については、非常に難しいというふうなお話でありました。ただ、現在砂川市も消費生活推進員を含めながら対応しているということですので、始めてすぐそのまま次の日にはでき上がっているというわけにはならないと思えますけれども、やはり今後いい意味での相談員のスキルアップ、能力向上、そして相談に来られた人方がしっかりと対応できるような形を進めてもらいたいなというふうにも思っております。そういった部分では、この消費生活相談窓口については、今現在も道のほうでの計画策定ということで案であるということと、議会、道議会に提案されている案件であるということと、最終的には形がどういうふうになっていくのかなということについては、様子も見ていかなければいけないところでもあるのかなというふうにも私も思っておりますけれども、ただこれも本当に新聞報道でしか私も把

握できていない部分なのですけれども、ただ事やはり財源の関係含めて言いますと、都道府県向けに地方消費者行政活性化交付金総額150億円、北海道には平成21年度から3年間、強いて言うと平成21年度、22年度、23年度の3年間で10億5,000万円が配分される予定であろうというようなことも書いてありますし、なおかつ今現在もう道の中にありますけれども、道消費者行政活性化基金、これを取り崩しながら例えば相談員の養成をしていくといったことももろもろ書いてありました。まさに人材がしっかりといなければ相談業務の窓口をつくっても成り立たないというのが、これは私が言うまでもなくそのとおりなのかなと思っています。まずは、やはり人材育成をしてしっかりとした相談業務になっていってもらえることを私はお願いして、ここの分野についてはこれで終わりたいというふうに思います。

次に、父子家庭についてなのですけれども、私も父子家庭についていろんな形の話を見せていただきました。今まさに国のほうでもこの法律改正のことでもいろいろ動きがあるというのは、きのうのインターネットで見ているもうニュースになっておまして、参議院のほうでも改正案が幾つかの政党によって提案されているような話もニュースの中で見させていただいております。まさに児童扶養手当の関係の法律自体が昔のあってそのまま母子家庭が対応ということであったということが、今の社会情勢含めていろんな意味で父子家庭も生活厳しい中でも、その中で親子ともども生活をしているという現状でもあるのかなと思っています。そういった中で私もなぜこういう父子家庭について光を当ててほしいかなという話をさせてもらったのは、今まさにこういう社会情勢でもあるのですけれども、私の場合は父子家庭になったわけではないのですけれども、若いときに妻がいて、妻が2週間ぐらい入院してしまったといったときに、子供は保育所に2人おまして、そのときに突然、父子家庭と比較するの非常に申しわけないのですけれども、本当短い期間の期間でしたけれども、保育所に子供を送って行って、御飯食べさせて、そして寝かせてという、ほんの短い期間でしたけれども、それだけでも2週間足らずでも子育てって本当に大変なのだなというのを改めて感じさせて、感じさせられたといったところでしょうか。そういったふうに考えると、父子家庭の人方というのはこれがずっと続いていってしまう。いろんな調べていくと、やっぱりいろんな意見だとか、こういうことがなあってほしいなのというのはかいま見てみますと、やはり突然父子家庭になって子供を世話していかなければいけない、子供を育てていかなければいけない、でも子供がもっとちっちゃくてまだおしめして、でもおしめの取りかえ方も知らないのにやっていたとか。でも、そういったことを、では教えてくれる人はいないのだろうか。例えば子供を育てるときの子供に向けての料理のつくり方、要するに今ならマタニティー教室だとか、若いお母さん向けのいろんな形あるとは思うのですけれども、まさにパパ向けのそういったこともどちらかという父子家庭にとったら必要な部分、先ほど話した中にも私お話ししましたけれども、やはり困っていることの中にはやっぱり家計というのも大事、大きく占めているのですけれ

ども、やはり子供を育てていくというところも非常に大変さがあると。

これは、違うことの話でもありますがけれども、砂川市内でもちらっと、私は直接お話しできなかったのですけれども、ちらっと耳にしているところでは、父子家庭はやはり、母子家庭も大変ですけれども、父子家庭でも自分も働きながら子育てをして、保育所にだとか幼稚園に子供を預けてといった部分に、仕事の関係とやっぱりどうしても両立が難しいのだなというのを聞かされました。でも、それは、たまたまその方の場合は会社がすごく理解してくれて、父子家庭であるけれども、例えば子供が熱出して風邪引いた、例えば仕事が朝出て夕方帰ってくるだけの仕事ではなくて、例えば交代制で夜中の仕事もあったりとかといういろんなことを、いろんな話や耳にしたときに、でも強いて言うと、会社がそういうことも含めて理解してくれて、父子家庭だけれども、子供を育てていっているというような話を聞いたときに、まさにこのような形でまだまだ砂川にもいると思うのです。先ほど20世帯、18から20世帯ぐらいという話で、私はやはり必要なのは、今の砂川市内の父子家庭の皆さんの実態どのようになっているのだということはやっぱりきちっとすべきでないかなと。先ほど部長は、子育て支援センターがあるではないですか、いろんなことありますよねといっても、母子家庭の皆さんも働いていますけれども、父子家庭の皆さんも働いて生活しているのです。ひょっとしたら、その時間帯に合わせて行ける時間帯本当にあるのだろうか。そういった実態も把握しながらでないと、こういう相談できるところありますよねといっても行けないような事情もあるのかなというふうに思っております。まさに父子家庭は、父子家庭の中での事情も把握しながら、やはり実態把握できるような仕組みをしっかりと持ってやるべきかなと。ただ相談に来られたことに対してどういう実態なのかなと聞くだけでは、受け身では本当に砂川市内に父子家庭の皆さんが本当にどの、どのというか、何人ぐらい、何世帯ぐらいあるかというのを把握できないのかなと思っております。そういった部分では、例えば保育所だとか幼稚園だとか、例えば小学校の案内板だとか掲示板に張り紙して父子家庭についてお聞かせくださいとか、ここに連絡下さいとかでも、また直接的に能動的に父子家庭の皆さんが連絡してくる場合もあるかなと思っております。ですから、そういったことをたくさんチャンネルを広げていかないと、市内の市役所の中で窓口を置いただけでは私は実態把握というのはできないのかなと。実態把握をきちとした中で、私は先ほど支援策たくさん話しさせていただきましたけれども、やはり実態把握をした中で砂川市として必要な部分をやっぱり支援策として考えていくべきところなのかなと思っております。その支援策の中にも母子家庭に対する児童扶養手当と同じような形をしている自治体もあれば、父子手当ということで月5,000円とか月1万円と、まさにただ単に支給しているわけではなくて、あるまちにおけば1年、そのまちに1年は在住していましたよとか、いろんな条件があるということも聞いております。

そういったことで、3回目は雑駁な質問になってしまっておりますけれども、私はやは

り実態調査含めた窓口というのをしっかりとやるべきかなというふうに思っておりますので、このことを最後に聞かせてもらいたいなというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 父子家庭の関係で、実態調査を含めたやっぱり窓口というものをやっぱり考えなければならぬのではないのかというお話であります。2回目で私ご答弁申し上げましたのは、ふれあいセンターでありますとか、あるいは子育て支援センターでありますとか保育所につきましては、それぞれ専門分野のでの相談と、もし困ったことがあったら、すぐ相談してください、そんなことから保育に限って、あるいは子供さんの栄養に限ってそのような相談はあるのかなと思いますけれども、いずれにしても議員おっしゃるとおり、総合的なやっぱり相談窓口というのはやっぱりはっきりしなければならぬだろうというふうに思っています。そういう意味で先ほど申し上げましたけれども、やっぱり総合的には福祉事務所に設置している母子自立支援員、その方が総合的なやっぱりその相談受けるという体制を構築していきたいと。そのためには、やはりその何かあれば総合的にはここが相談場所ですよということをやはりもう少し広報というものでは強く、やっぱりここに何かあればお越しくください、ここで相談をまずしてくださいというやっぱり広報が必要でないかなと思っています。

また、場合によっては年に1度、必ず児童手当につきましては年に1回現況届けというのをすべての方から出していただきます。そういったときに、そういった相談につきましては、母子あるいは父子問わず福祉事務所の自立支援員が当たっていますよといったようなことをやっぱりその現況届けの際にひとつチラシといいますか、ペーパーでお渡しして相談を受けるというようなことで、まずはそういった悩み事、心配事、そういったことのどういうものがあるのか、やっぱり相談体制というものはここですよということを明確にしながら、父子が抱える悩み、相談、それに対してどう行政が応じていかなければならないのか検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時23分